

# 文教委員会会議記録

文教委員会委員長 柳村 一

- 1 日時  
令和2年3月2日(月)  
午前10時1分開会、午後4時55分散会  
(うち休憩 午前10時31分～午前10時40分、午前11時55分～午後1時0分、  
午後3時1分～午後3時16分)
- 2 場所  
第3委員会室
- 3 出席委員  
柳村一委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、千葉秀幸委員、城内よしひこ委員、  
高橋穩至委員、千葉絢子委員、斉藤信委員、小西和子委員、上原康樹委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
赤坂担当書記、須川担当書記、鈴木併任書記、森田併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 文化スポーツ部  
菊池文化スポーツ部長、岩渕副部長兼文化スポーツ企画室長、  
藤田参事兼スポーツ振興課総括課長、  
木村オリンピック・パラリンピック推進室長兼ラグビーワールドカップ2019推進  
室長、中村文化スポーツ企画室企画課長、高橋文化振興課総括課長、  
佐藤文化振興課世界遺産課長、菊池オリンピック・パラリンピック推進室特命参  
事兼ラグビーワールドカップ2019推進室特命参事、  
松崎オリンピック・パラリンピック推進室事業運営課長、  
高松オリンピック・パラリンピック推進室連携調整課長兼ラグビーワールドカップ  
2019推進室大会運営課長
  - (2) 教育委員会  
佐藤教育長、佐藤教育次長兼教育企画室長、梅津教育次長、  
大畑教育企画室教育企画推進監、山本教育企画室予算財務課長、  
新田教育企画室学校施設課長、山村教職員課総括課長、  
金野教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、  
高橋教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、

木村学校調整課首席指導主事兼総括課長、  
軍司学校調整課首席指導主事兼産業・復興教育課長、  
藤澤学校調整課特命参事兼高校改革課長、  
橋場学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長、  
小久保学校教育課総括課長、小野寺学校教育課首席指導主事兼義務教育課長、  
里舘学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、  
高橋学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長、  
清川保健体育課首席指導主事兼総括課長、  
佐藤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、  
岩渕生涯学習文化財課首席社会教育主事兼文化財課長

(3) 政策地域部

小野副部長兼政策推進室長、工藤直樹学事振興課総括課長、  
村上政策推進室政策監

7 一般傍聴者

4人

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

議案第52号 令和元年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

第2条第2表中

第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第52号 令和元年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費中 教育委員会関係

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

第6項 社会教育費

第7項 保健体育費

第11款 災害復旧費

第5項 教育施設災害復旧費中 教育委員会関係

第2条第2表中

第10款 教育費

第1項 教育総務費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

第6項 社会教育費

イ 議案第86号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(3) 政策地域部関係審査

(議案)

議案第52号 令和元年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第2項 企画費中 教育に関する事項

第10款 教育費

第1項 教育総務費中 政策地域部関係

第8項 大学費

第9項 私立学校費

第11款 災害復旧費

第5項 教育施設災害復旧費中 政策地域部関係

第2条第2表中

第10款 教育費

第8項 大学費

第11款 災害復旧費

第5項 教育施設災害復旧費

9 議事の内容

○柳村一委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第52号令和元年度岩手県一般会計補正予算(第6号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費、第8項文化スポーツ費及び第2条第2表繰越明許費補正中、第2款総務費、第8項文化スポーツ費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○岩渕副部長兼文化スポーツ企画室長 議案第52号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第6号）のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。議案（その4）の6ページをお開き願います。

第2款総務費77億5,470万円の増額のうち、第8項文化スポーツ費3億3,734万4,000円の減額補正であります。補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。

なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明をさせていただきますので、御了承願います。

それでは99ページをお開き願います。第2款総務費、第8項文化スポーツ費、第1目文化スポーツ総務費の右側の説明欄、管理運営費、職員の人件費などであり、給与の所要額の実績見込み等により減額しようとするものであります。

第2目文化振興費であります。100ページに参りまして、上から3番目、海外との絆を活かした文化芸術形成促進事業費は、海外の芸術家による公演等を行うものであります。出演予定者が体調不良等で来日できなかったことなどにより減額しようとするものであります。

その八つ下、下から5番目になりますが、県民会館施設整備費につきましては、岩手県民会館の外壁改修工事等を行うものであり、契約額の確定等により減額しようとするものであります。

その三つ下、下から2番目になりますが、世界遺産登録推進事業費は、平泉の文化遺産の拡張登録に向けた取り組み等を行うものであります。拡張登録に係る改定推薦書の提出の準備が整わなかったことなどにより減額しようとするものでございます。

続きまして、第3目スポーツ振興費の、上から10番目になりますが、スポーツ施設整備費は県営スポーツ施設の改修工事等を行うものであり、契約額の確定等により減額しようとするものでございます。

その下、盛岡南公園球技場照明設備整備費補助は、県内プロスポーツチームと連携した地域活性化を図るため、盛岡市が行う盛岡南公園球技場の照明設備に要する経費の一部を補助しようとするものでございます。

その二つ下、全国障害者スポーツ大会派遣事業費は、全国障害者スポーツ大会の選手団派遣等を行うものであります。当大会が令和元年台風第19号の影響により中止となったことなどにより減額しようとするものでございます。

101ページに参りまして、上から5番目のラグビーワールドカップ2019開催事務費準備費は、ラグビーワールドカップ2019釜石開催に向けて共同開催の釜石市と連携した受入体制の整備やスタジアム仮施設整備の支援等を行うものであり、事業費の実績見込みにより減額しようとするものでございます。

次に、繰越明許費について御説明いたします。議案（その4）に戻りまして、11ページ、

第2表繰越明許費補正の追加の表でございますが、当部の所管分は第2款総務費、第8項文化スポーツ費の4,558万3,000円でございます。これらの事業につきましては、計画調整に不測の日数を要したことなどにより、翌年度に繰り越しして執行しようとするものでございます。

以上で、文化スポーツ部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋穂至委員 確認程度の質問になるのですが、先ほど準備が整わなかったとおっしゃった世界遺産登録の事業ですけれども、これは繰り越しになるのか、それとも新年度でまた予算をつけるのかという点、あとラグビーワールドカップ2019開催準備費について、実績による減額ですが、これは中止になった試合——カナダ—ナミビア戦ですか、あれの影響なのかどうか。それに伴って国からの財源の変化はあったのかどうか、この点についてお願いいたします。

○佐藤世界遺産課長 お尋ねがありましたうち、世界遺産登録推進事業費についてですが、これは繰り越しではなく、次年度に改めて要求させていただくものです。

○木村オリンピック・パラリンピック推進室長兼ラグビーワールドカップ2019推進室長  
ラグビーワールドカップ2019開催準備費の2月補正の関係でございます。

釜石開催実行委員会の負担金は、1億4,690万円の減額となりまして、ナミビア—カナダ戦にかかわる部分での影響について、バスなど準備していたものは、この減額の中に入っているものでございます。

それにかかわる国からの財源はございません。ただし、今回の2月補正は、経費の節減に努めたりしたさまざまな事業の減額分であります。組織委員会と調整して、かかる経費を減らしましたが、それ以外に、ラグビーワールドカップ2019のナンバープレートがありましたけれども、そのプレートに対する助成金が県と釜石市の両方から540万円の助成がございましたので、そういったものも収入として充てた結果、この数字になっているものでございます。

○斉藤信委員 99ページで超過勤務手当が536万円余減額になっているのですけれども、今年度はラグビーワールドカップ2019も開催し、私は尋常ではない超過勤務があったのではないかと思うのだけれども、なぜ減額になったのか。当初からかなりの額を見込んでいたのか、超過勤務がそれほどなかったのか、そこらあたりを示してください。

○中村企画課長 今年度の超過勤務の状況でございますけれども、現在1月までの、実際の1人当たりの月平均の超過勤務時間は、13.8時間になっておりまして、昨年度は20.7時間でありましたので、昨年度同期に比べて、大体33%程度の減額となっております。実績自体が減っております。昨年度は、ラグビーワールドカップ2019の開催準備のほかに、いわて県民計画（2019～2028）の策定ですとか、そういうほかの業務もありまして、今年度はもちろんラグビーワールドカップ2019の開催も忙しかったのですけれども、全体の超過勤務

は実際に減っています。

○**斉藤信委員** それが事実ならいいのだけれども、超過勤務をちゃんと申請していないなんてことにならないように。あれだけの大会をやったのだから、私はそれなりの仕事量があったと思います。ただ、今そういう答弁なので、よしとします。

次は、100ページの盛岡南公園球技場の照明設備の補助3,750万円ですけれども、総額はどのぐらいかかるものだったのか。これは補正でやって、何も繰り越さないでやってもいいのだと思うのですが、何で先ほどの説明のように繰り越しになるのか、そのあたりはどうですか。

○**藤田参事兼スポーツ振興課総括課長** 盛岡南公園球技場関係の支出の2点でございます。

1点目でございますが、この施設は盛岡市の施設でございます。盛岡市からの報告によりますと、事業費の総額は、概算でございますが、7億円になっております。この7億円、半分の3億5,000万円は、国の地方創生拠点整備交付金の制度活用でございます。これは、国の補正予算で計上されたものでございます。当該交付金を活用する関係上、県、市も補正対応の形になりまして、市では具体的に市議会への提案、議決が3月、そしていろいろ整備を進めまして、9月から本体の工事、そして来年2月に供用開始でございます。委員の質問につきましては、国の交付金を活用する補正予算なので、今年度の補正予算で計上して、繰り越さなければならないという事情がございます。

○**斉藤信委員** そうすると、国が半分の3億5,000万円、市が3億5,000万円、そのうち3,750万円が県の補助なのですか。

○**藤田参事兼スポーツ振興課総括課長** 先ほど申し上げましたが、総額7億円のうち、半分の3億5,000万円が国の交付金、残る3億5,000万円のうち、いわてグルージャ盛岡を運営するいわてアスリートクラブの親会社から2億円の企業版ふるさと納税が見込まれ、その残りの1億5,000万円、これが地元の負担になります。盛岡市の起債額が1億5,000万円でございます。この半分が交付税措置のバックと申しますか、措置が見込まれる。ゆえに、残る金額が7,500万円でございます。この7,500万円が県と市双方の負担となり、同額負担とし、7,500万円の半分なので、3,750万円を計上させていただいたものでございます。

○**斉藤信委員** わかりました。

では、最後です。ラグビーワールドカップ2019の開催経費について減額補正になっているのだけれども、支出は全て盛り込んでいるから、恐らく新たな支出はなかったのだろうと思うけれども、中止によってその見込んだ収入分が入らなかったことはないのか。

それと、実際には輸送関係はキャンセル料を支払うことになったと思うのですけれども、このキャンセル料は、あれはほとんど当日の措置ですから、100%なのでしょうけれども、そうした収支の中身はどうなっていますか。

○**木村オリンピック・パラリンピック推進室長兼ラグビーワールドカップ2019推進室長**

釜石開催実行委員会にかかわる収支の関係でございます。釜石開催実行委員会に係る分

として、今、委員からキャンセル料のお話がありましたが、10月13日、試合があることを想定して交通輸送等の準備をしていたということがございますので、委託した事業者のバス、そして資材、あと警備の人、全部用意しておりました分にかかったものについてはこの中で計上していることとなります。

それらを精査したもの、あと9月25日も、ライナーバス等を事前予約しておりますので、それらのバスの台数とかを精査いたしました。

10月13日のところで、収入として見ていた部分で支払いを行ったものとしては、ライナーバス等の事前予約をした分について750万円弱でございます。これは御利用される皆様からの予約分でございますので、そこを全額返金したものでありますけれども、そうした経費等も精算した上で、当初は予備費で1億円を見ておりましたけれども、そういったところにも手をかけずに、このように4,690万円の減額の収支結果になるものでございます。

○**斉藤信委員** 恐らく10月の開催のときには、あそこの会場の中、グラウンド外で地元の業者、さまざまな物品販売を行っていて、恐らくこの人たちは既に仕入れをして準備をしていたと思うのです。その分は、もう業者持ちの負担になるのですね。その総額はわかりますか。

#### ○**木村オリンピック・パラリンピック推進室長兼ラグビーワールドカップ2019推進室**

個々の事業者で準備した部分は、この中には見込まれていないのはそのとおりでございます。ただし、台風が接近しておりましたので、前日の段階で、テントとかは出せないだろうと見込んで、それぞれ準備はされていたかもしれませんが、やるとしたらキッチンカーとかの車で来られる方しか無理だろうと、組織委員会とやり取りをした部分ではありますけれども、実際にそれぞれが準備したものについては、この予算の中には入っていません。

○**斉藤信委員** 最後です。12月の常任委員会でもお聞きしましたけれども、釜石鵜住居復興スタジアムについて、今後の管理運営、活用の見通し。もう一つは、カナダーナミビア戦の再戦の取り組みはどうなっているのか。

#### ○**木村オリンピック・パラリンピック推進室長兼ラグビーワールドカップ2019推進室長**

まず、釜石鵜住居復興スタジアムの活用の関係でございますけれども、委員にも12月の常任委員会でお話ししたとおりの、10月にスタジアム運営委員会を立ち上げまして、第2回委員会が2月に行われ、4月からのスタジアムの一般利用の申し込み方法とか、料金徴収の報告とか、フェンスとかスピーカーとかカメラとか、そういったものの追加工事など、経営モデルの検討を行ったところでございます。

スタジアムの運営主体を釜石市から民間主導に移行させることを目指して——時期としては令和3年4月になりますけれども、検討を進めておりまして、県もオブザーバーとして参画しているところでございます。

子供たちもそうですけれども、シニアの方、高校生等、さまざまな方の利用について調整しているところでございます。

○高松オリンピック・パラリンピック推進室連携調整課長兼ラグビーワールドカップ2019推進室大会運営課長 ナミビアーカナダ戦の可能性の関係でございますが、今釜石市、それから岩手県ラグビーフットボール協会と連携いたしまして、日本ラグビーフットボール協会、それからラグビーワールドカップ2019組織委員会、そういったところと相談をしているところでございます。いずれにいたしましても、国際試合でございますので、その試合結果が世界ランキングに直結するものですから、試合を主催するワールドラグビーからは、恐らくワールドカップに準じた形での運営体制が求められてくるのではないかと考えております。今後しっかりと岩手県ラグビーフットボール協会、釜石市とも連携を図りながら、日本ラグビーフットボール協会、そしてラグビーワールドカップ2019組織委員会とさらに連携して、実現の可能性を深めてまいりたいと考えております。

○伊藤勢至委員 カナダーナミビア戦についてであります。岩手県と釜石市がお金を出すことがあってはならない。これは、今回のラグビーワールドカップでしこたまもうけた日本ラグビーフットボール協会が全額を出して開催するべきであって、岩手県の財政もそんなに楽ではないので、もし開催するのであれば500万円とか1,000万円ぐらいをお客さん向けに、お花として出しますぐらいの程度でという方向に持っていけるよう、日本ラグビーフットボール協会が主催することを目途に交渉をしていただきたい。返事は求めません。終わります。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○城内よしこ委員 新型コロナウイルス感染症の対応についてお伺いしたいと思います。にわかにな卒業式や歓送迎会が中止されるわけでありましてけれども、そういった中であって、今後県はどの時点までこの状況が続いていくとみているのかお伺いします。

○中村企画課長 新型コロナウイルス感染症の当部の対応についてでございますけれども、先週26日に総理の発言を受けまして、スポーツ庁、文化庁からそれぞれ通知が発出されております。その中では、多数の方が集まる全国的なスポーツ、イベント等は、今後2週間、

中止、延期または規模を縮小するようにとの要請がされておまして、最新の情報を確認の上、引き続き安全確保に注意を払うよう依頼がありました。

その通知を受けまして、3月までは特に全国的な大きいイベントはあまりないですけれども、県では当部の主催する各種文化・スポーツイベント等につきまして、急いで開催する必要のない交流会ですとか研修会、具体的に言いますと、スーパーキッズ関係の練習会ですとか修了式、あるいは障がい者スポーツの教室、スキーとかボーリング等のイベントを予定しておりましたけれども、そういうものにつきましては、3月中は基本的に延期または中止とすることで考えております。

4月以降の行事につきましては、国の対応等の状況を踏まえて、不急のものについては延期等の措置をしていきたいと考えております。

3月22日、23日に予定している復興の日のイベントの関係、これは多数の方がいらっしゃるのですが、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が基本方針を今週中ぐらいに出すとのことですので、今後の対応については検討していきたいと考えております。

○伊藤勢至委員 これからの文化スポーツの流れと申しますと、まずは大相撲が無観客試合を決めましたね。その前に、今月末には、春高バレー、あるいは選抜高校野球などいろいろなビッグイベントが、国内のみんなが期待しているイベントが、続いていくわけですが、それらが無観客試合になりかねないと、そういう感覚はお持ちですか。そういう形にするとかはっきり出してはおりませんが、日本相撲協会がそのようにすることを出した以上、そのような形に倣っていくのが多くなってくるのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

○中村企画課長 全国的に大きいイベント等の中止あるいは延期、あるいは委員の御指摘がありましたように観客を入れないで行う対応、さまざま出ておりますけれども、一つの方法論としてはあり得ると思っております。当部で主催する部分についてはいろいろ検討できますけれども、他主催の部分につきましては、そちらの意向も踏まえながら、その都度その都度検討して対応を考えていかなければならないと思っております。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。文化スポーツ部の皆様は、退席されて結構です。お疲れさまでした。

10分程度休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を続けます。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐藤教育長 委員長のお許しをいただき、教育委員会調査の冒頭、1月26日に発生しま

した教員による飲酒運転事案について、御報告とおわびをさせていただきたいと存じます。

まず、本事案の内容であります。県立一関工業高校の実習助手が1月25日午後6時頃から、一関市内の飲食店3軒において飲食した後、翌26日午前零時過ぎに帰宅のため駐車場に駐車していた自家用車を運転し、駐車場から出て間もなく警察官に呼び止められ、呼吸検査を受けたところ、基準値以上のアルコールが検出されたものであります。教職員による飲酒運転事案につきましては、昨年8月と9月に発生した4件の事案に引き続くものであり、本県の教育界全体を挙げて飲酒運転をはじめとする不祥事の防止に取り組んでいの中で、このような事案が再び発生いたしましたことは極めて残念でなりません。改めて県民の皆様、議員各位に対し、おわび申し上げます。

今回の事案の発生を受け、私から直接県立学校長会議及び教育事務所長会議において再発防止に取り組むよう指示をいたしました。加えて全ての県立学校長及び市町村教育委員会教育長宛て通知を発出し、飲酒運転の防止に向けて全所属において具体的な取り組みを行うよう強くお願いをしたところであります。

飲酒運転事案に対しては、事の重大性に鑑み、懲戒免職の処分を基本に厳罰で臨むこととしているところでありますので、本事案につきましても、事実関係を精査した上で、できるだけ速やかに検討し、厳正に対応してまいりたいと考えております。

今後各学校現場等での教職員一人一人への遵法意識の浸透に向けた取り組みの一層の徹底を図り、不祥事の再発防止に全力で取り組んでまいりたい所存であります。

○柳村一委員長 次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。

初めに、議案第52号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費、第11款災害復旧費のうち教育委員会関係及び第2条第2表繰越明許費補正中、第10款教育費のうち教育委員会関係を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤教育次長兼教育企画室長 議案第52号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。議案（その4）の8ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会の所管に係るものは第10款教育費のうち第1項教育総務費から第7項保健体育費までと、下の9ページ、第11款災害復旧費のうち第5項教育施設災害復旧費であります。これらは事業量の確定や国庫支出金の確定に伴う整理などの補正であり、全体として27億3,700万円余を減額しようとするものであります。

補正の主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、金額の読み上げにつきましては省略させていただきますので、御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の192ページをお開き願います。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費のうち、上から五つ目以降の被災幼児就園支援事業費補助から被災児童生徒特別支援教育就学奨励事業費補助の3事業は、市町村事業の確定見込みに伴い補正しようとするものであります。先般の令和元年台風第19号災害が国庫補助の対象と

なる大規模災害に追加されたことに伴い、あわせて所要額を補正しようとするものであります。

下の193ページに参りまして、第3目教職員人事費のうち児童手当、その下の退職手当は、受給者数及び退職職員数の確定見込みにより所要額を補正しようとするものであります。

第4目教育指導費のうち、次の194ページをお開き願います。教育委員会の上から四つ目の児童生徒健全育成推進費は、震災対応に係るスクールカウンセラー等配置事業などの国庫補助事業の確定等により所要額を補正しようとするものであり、一つ飛んで、いわて教育情報ネットワーク運営費及びその下のいわて教育情報ネットワーク整備費は、県立学校間等をつなぐネットワークの運営費及びセキュリティ強化のための改修費の確定見込み等により所要額を補正しようとするものであります。さらに五つ飛んで、県立学校ICT機器整備事業費は、県立学校の教育の情報化を推進するため国の補正予算、理科スクール構想を活用し、校内LAN及び無線LANの通信環境を整備しようとするものであります。

196ページをお開き願います。2項小学校費、1目教職員費の教職員費、下の197ページに参りまして、第3項中学校費、第1目教職員費の教職員費は、それぞれ教職員給与費の確定見込み等により所要額を補正しようとするものであり、次の198ページに参りまして、第4項高等学校費、第1目高等学校総務費の教職員費につきましては、教職員給与費の確定見込み等により所要額を補正しようとするものであります。

下の199ページ、第4目教育振興費のうち、上から四つ目の高校奨学事業費補助は、事業費の確定見込みに伴い補正しようとするものであります。先般の令和元年台風第19号災害が国庫補助の対象となり大規模災害に追加されたことに伴い、あわせて所要額を補正しようとするものであります。次の200ページに参りまして、上から四つ目の公立高等学校等就学支援金交付事業費及びその下の奨学のための給付金支給事業費は、対象生徒数の確定等に伴い所要額を補正しようとするものであります。

次に、第5目学校建設費の一つ目、校舎建設事業費は、県立福岡工業高等学校の改修改築工事等の契約額の確定に伴い所要額を補正しようとするものであり、一つ飛びまして、校舎大規模改造事業費は、県立大槌高等学校及び西和賀高等学校の大規模改造工事等の契約額の確定に伴い所要額を補正しようとするものであります。

202ページに参りまして、第5項特別支援学校費、第1目特別支援学校費のうち管理運営費につきましては、教職員給与費の確定見込み等により所要額を補正しようとするものであります。

204ページをお開き願います。第6項社会教育費、第1目社会教育総務費のうち、下から二つ目の学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業費は、市町村事業等の確定見込みにより所要額を補正しようとするものであります。

第2目文化財保護費のうち、下の205ページでございますが、一つ目の文化財保護推進費は、指定文化財の修復や整備に要する経費などの確定見込みによる補正であり、一つ飛びまして、柳之御所遺跡整備調査事業費は、発掘調査、史跡公園整備に要する経費の確定見

込みにより所要額を補正しようとするものであります。

次の206ページに参りまして、第6目美術館費の管理運営費は、企画展の観覧者数の増加に伴う企画展開催経費及び共済費への負担金の増加に伴い補正しようとするものであります。

208ページに参りまして、第7項保健体育費、第1目保健体育総務費の三つ目の県立学校児童生徒災害共済給付金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく県立学校の児童生徒に係る災害共済給付金の確定見込みにより所要額を補正しようとするものであります。

次に、少しページを飛んでいただきまして、220ページをお開き願います。第11款災害復旧費、第5項教育施設災害復旧費の第1目学校施設災害復旧費及び第2目体育施設災害復旧費であります。県立高田高等学校のグラウンド整備等及び県立野外活動センターの災害復旧費工事について、それぞれ契約額の確定に伴い所要額を補正しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その4）に戻っていただきまして、11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正、追加の表中、教育委員会の所管分は第10款教育費のうち第1項教育総務費から第6項社会教育費までの第10事業、18億3,341万4,000円であります。これらの繰越事業は、国の補正予算を活用した県立学校ICT機器整備事業のほか、校舎大規模改造事業等について計画調整に不測の日数を要したことなどにより、令和2年度に繰り越して執行しようとするものであります。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 先ほど説明にあったGIGAスクール構想の件であります。補正予算で計上しているGIGAスクール関係事業は、今後どういうタイムスケジュールで進めていくのかをお知らせください。

○大畑教育企画推進監 今回の国の補正予算のGIGAスクール構想についてでございますが、市町村立学校、それから県立学校、それぞれに分けて対応していく必要があります。国の補正予算の内容につきましては、児童生徒用の1人1台パソコンの整備、それから今回補正予算で計上しております校内LAN、無線LANの整備、その2本立ての補助事業に分かれております。市町村立学校の場合には、1人1台のパソコンの事業と、校内LAN、無線LANの整備、二つの補助事業を使うことが可能となります。県立学校の場合、特別支援学校の小学部、中学部については1人1台パソコンが活用可能ですし、県立学校は全体として校内LAN、無線LANの整備が可能であります。

市町村立学校、市町村教育委員会の対応についてでございますけれども、今文部科学省からパソコンの整備数量、それから校内LANの整備に対する市町村としての考え方、そういったところの調査が来ております。校内LANについては、基本的に、今年度中に何とか交付決定まで持っていきたいというのが国の考え方と承知しておりますし、1人1台

パソコンについては、可能なものは交付決定までいけるかもしれないのですけれども、恐らく令和2年度中の交付決定になろうかと思っております。と言いますのも、1人1台パソコンをどういうスキームでどう整備していくのかが、もう少し詳細を把握しないと対応できないところがございますので、その辺を、文部科学省と確認、調整をしているところでございます。

それから、県立学校、特別支援学校のパソコン整備につきましては、基本的に市町村立小中学校の対応と同様に考えております。県立学校の校内LAN、無線LANの整備につきましては国としても今年度中の交付決定をしたいと聞いておりましたので、今回2月補正予算に計上させていただいて、今年度分を繰り越した上でになりますけれども、全県立学校の校内LANの増強、それから無線LAN、Wi-Fiの整備といったところを進めていきたいと考えております。スケジュール的にはそういった形で、何とか令和2年度中に1人1台パソコンを含めて事業が終わるように進めていきたいと国から聞いております。

○城内よしひこ委員 とするならば、1人1台パソコンは、年度がかわって4月以降の導入になると思うのですけれども、1年のうちに全部、県内にそろうのでしょうか。なかなか今はそろわないのではないかなと危惧しているのですけれども、諸般の新型コロナウイルス感染症の関係等、間に合うかどうか、その辺の手応えはどうでしょうか。

○新田学校施設課長 1人1台パソコンの整備における今後の見通し等についてでございます。国では、来年度想定しているのは3学年で、小学校5年生、6年生、そして中学校1年生をまずはベースにするように示されているところでございます。

端末整備に係る市町村への県の支援になりますけれども、先月国内大手パソコンメーカー3社に対して、各社が発表しておりますGIGAスクール構想に対応した特別モデルについて聞き取り調査を実施いたしました。その結果、各社とも文部科学省の示す標準仕様を満たしており、価格面そして安定供給の面でも対応が可能であることを確認した上で、各メーカーの機種を比較した一覧表を整理したものを当方から各市町村へ情報提供したところでございます。

県教育委員会といたしましては、先ほどお話をいただきました新型コロナウイルス感染症の感染拡大がパソコンの安定供給にどう影響が出るかにつきましても、しっかりと情報収集等に努めまして、市町村の取り組みを支援してまいりたいと思います。

○城内よしひこ委員 ぜひ地域間格差や、いろいろな意味での格差が生じないように、速やかに、スムーズに導入できる体制づくりをしてほしいと思いますし、あわせて市町村に対する支援を引き続きお願いをして終わります。

○高橋穩至委員 説明書の196ページにある小学校のすこやかサポート推進事業費が2,600万円ほど減額になっているのですが、これは内容的には多分、常勤職員の実績に応じたものだと思うのですけれども、どういう経緯でこれくらいの減になったのかをお聞きしたいと思います。

○山村教職員課総括課長 すこやかサポート推進事業でございます。この事業は、小学校

における基本的な生活習慣の定着、基礎学力の向上を図るために非常勤講師を配置するもの  
でございます。今年度の補正につきましては、学校統廃合等で学校が減ったこと、それと  
少人数学級の進展もあり、そういったところで保護者によるきめ細かな指導が可能になっ  
たことなどにより減額となっているものでございます。

○高橋穩至委員 補正でこれくらい減るのは、結構な人数分だと思うし、実際来年度予算  
にも絡んで事前にお伺いしていたのですが、来年度の予算も若干、小学校ですとすこやか  
サポート、中学校ですと学校生活サポートの形で、どちらも減額になっているのです。そ  
れに関して、学級数の減少とか生徒数の減少について伺っていて、加配もあるとの説明は  
いただいたところなのですが、実際のところ、私の知っている学校では、やはりまだまだ  
本当は欲しいのだけれども、要は予算的に教育事務所管内で何人分と割り当てられると、  
欲しいけれども来てもらえないとの声が結構聞かれています。きめ細やかな指導につい  
て言えば、特別支援のクラスでなくても、普通学級でもやっぱり手のかかる子供がだんだ  
んふえてきているのが実態でございます、そういった子供をしっかりとケアしながら授業  
をする上では、担任のほかに、サポートが1人だけ入ったとしても、本当に貴重といいま  
すか、大切な存在でありまして、できれば本当は各クラスに、小学校ですと全クラスに1  
人はいてくれないといけないくらいの状況にだんだんなりつつあります。こんな状況の  
中で、要望はしても割り当てだから来ないと。加配は生徒数に応じて何人のクラスだから  
何人くらいが何クラスと計算上でいくのかのイメージは持っているのですが、要はその人  
数の決定プロセスです。すこやかサポート、あるいは中学校の生活サポートにおいては、  
現場からの要請を聞いているのかどうか。要は積み上げになっているのか、上から予算を  
決めてしまっているのか、そこら辺のプロセスについて、ちょっと説明をお願いします。

○金野小中学校人事課長 まず、すこやかサポートの配置に関わりましては、大きく4点  
で、30人を超える学級を有する学校で、少人数指導加配の配置のない学校とか、あとは複  
式学級でも人数が多いところ、あとは学習課題または生徒指導面に課題のある学校に配置  
しております。この30人超学級を有する学校や複式学級につきましては、一定の基準を設  
けて配置しておりますが、学習課題や生徒指導面におきましては、それぞれの学校の状況、  
課題等をこちらで情報収集し、さまざま県内のバランスもとりながら総合的に判断してい  
るところであります。

また、通常学級における特別に支援を要する子供への対応につきましては、直接的な答  
えにはなりません、特別支援学級も毎年ある程度の数を新設しておりますし、また特別  
支援学級の中でも困難が窮するところにつきましては非常勤の講師を配置するなど、特別  
に支援を要する子供への対応につきましても、十分に配慮しているところでございます。

○高橋穩至委員 基準を一つ設けるのは、当然必要なことですので、わかりますけれども、  
実際にクラスの状況とか各現場の状況は、その年によっても変わりますし、一律にこうい  
うクラスだからこうだでもないと思います。市町村の声を聞くというと、教育長会議や、  
管内の教育事務所長会議だとちょっとエリアが広過ぎますので、それだけではなく全県の

市町村の状況をしっかりと踏まえた上で、要望に応えられるよう、要は一律の基準でこうなるだろうというのではない体制をぜひとっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○**金野小中学校人事課長** 今お話をいただいたとおり、引き続きそれぞれの学校の実情を詳細にこちらで把握し、各教育事務所や、あとは市町村の教育委員会と共通理解を図りながら、的確に支援してまいりたいと思います。

○**高橋穩至委員** ぜひそのようにお願いしたいと思います。

あと新1年生に関しては、小学校に入ってみないとわからないところが多分にあるのです。入学前の健診とかいろいろあるのですが、それでもつかみ切れない状況がありますので、ぜひそういったところについては補正でも対応していただけるよう柔軟な体制をとっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○**山村教職員課総括課長** お話をいただいた子供たちの状況を確認しながら、しっかりと対応していけるようにしていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 最初に、192ページの事務局費で、先ほど説明がありましたが、被災幼児就園支援事業費補助、被災児童生徒就学援助事業費補助、被災児童生徒特別支援教育就学奨励事業費補助、これらがそれぞれ減額になっているのですが、その事業の中身と減額の具体的な理由について示していただきたい。

○**新田学校施設課長** 被災児童生徒就学援助事業費補助事業について、事業概要と減額理由をお答えいたします。

これらは東日本大震災津波等により被災した児童生徒に対しまして、市町村が実施する就学援助事業に対する補助になっております。これは年間予算の積算の段階では、市町村からの見込みに基づいて、万が一にも不足することがないように計上しているものでございますが、各市町村からの今年度の実績及び今後の執行見込みに基づきまして減額しているものでございます。年度初めに十分な措置をしているものに基づいての減と捉えていただければと思います。

○**斉藤信委員** 三つ聞いたのだよ。

○**柳村一委員長** 児童生徒就学、そこの被災児童の部分三つですね。

○**新田学校施設課長** 失礼いたしました。被災児童生徒特別支援教育就学奨励事業費補助につきまして、先ほどの部分についてはいわゆる全日制の部分でございまして、こちらは特別支援学校に通う児童生徒に対するのと同様、市町村が実施する就学奨励事業に対して補助するものでございます。考え方につきましては、先ほどと同様でございます。

被災幼児就園支援事業費補助、こちらにつきましては、同じく東日本大震災津波等により被災した幼児に対して市町村が実施する就園支援事業でございまして、これも同様でございます。これらは事業として、幼児そして小中学校の児童生徒、そして特別支援学校に通う児童生徒と対象により、三つの事業になっておりますけれども、内容については同様になりますので、御理解いただきたいと思います。

○**斉藤信委員** 被災児童生徒就学援助事業費補助で、これは実績ですが、7,800万円余です

ね。これは、実際に就学援助の対象になった生徒数は、前年に比べて今年度の見込みはどうかのですか。

○新田学校施設課長 具体的な数値でございますけれども、正確な数値をお答えしたいと思しますので、少し時間をいただければと思います。よろしくお願いします。

○斉藤信委員 それとあわせて、その下にいわての学び希望基金奨学金給付事業、あといわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付事業がありますが、これについても減額になってはいますが、実人員、これが前年と比べてどう推移しているかもあわせて示してください。

○大畑教育企画推進監 いわての学び希望基金奨学金給付事業についてでございますけれども、当初予算におきましては330人余を見込んでおりましたが、実績といたしまして328人、2億6,200万円余の実績となったところでございます。減額が1,300万円になっておりますけれども、これは大学に進学した遺児孤児の方に奨学金を給付してございまして、自宅から通う方、それから自宅を離れて通われている方で給付額に差を設けてございまして、自宅を離れて通学する人を見込みより少なかったことで減額が1,300万円余と大きくなったところでございます。

実績でございますが、平成30年度が364人、今年度の見込みが328人で、30人ちょっと減る見込みでございますけれども、給付対象者が震災で遺児孤児となった方なので、今年度から対象が少しずつ減ってきている、抜けてきている形になっております。

それから、いわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付事業費でございますが、当初予算におきましては190人ぐらいを見込んでおりましたが、今年度の実績の見込みとして130人を見込んでおります。これにつきましても、先ほど申し上げたとおり、自宅から通われる方、自宅を離れて通われる方、差を設けて支援を行っておりますが、自宅から離れて通学する大学生、専門学校に通われる方も含みますけれども、そういった方が当初見込んだよりも少なかったことで、3,400万円余の減額でございます。

昨年度の実績との比較でございますが、平成30年度は167人の実績でございました。今年度130人でございますので、約40人弱の減になっております。

○斉藤信委員 続けて聞いておきます。193ページの退職手当、4億8,800万円余の減額なのですけれども、足りなくなったら大変になるので、それなりに見込んだと思うのだけれども、これは退職の見込数が減ったと。何かその理由がありますか。

○山村教職員課総括課長 退職手当につきましては、見込数と実績の差でございまして、理由とすると、今年度の予算を積む時点では昨年度末の退職者が確定していない状況もありまして、昨年度末に勧奨退職で辞める方も出まして、そのところでやや差が出たものでございます。

○斉藤信委員 194ページですけれども、児童生徒健全育成推進費、これはスクールカウンセラーの配置とのことでした。3,950万円余の減なのですけれども、これは現状維持のスクールカウンセラーの配置になっていないとのことなのでしょうか。スクールカウンセラー

の配置状況を示してください。

○橋場生徒指導課長 スクールカウンセラーの配置状況でございますが、今年度、小学校に対しましては配置率が80%、中学校につきましては99%、高等学校については91%となっております。また、100%になっていない学校についてですが、小学校であれば中学校区のスクールカウンセラーを配置できることとなっておりますので、配置率に関しましては、中学校をベースとしたほぼ100%を基本として対応できるよう確保しておるところでございますので、特段学校への支援が滞っているものではございません。

今回任用計画から3名ほど実績が減ったものもございまして、人件費と、あと心と体の健康観察の費用もここに入っております、その委託費の部分で減額となったものでございます。

○斉藤信委員 スクールカウンセラー、計画比で3人減だったのですね。この計画は前年比をふやそうとしたのか、前年比と同人数で計画したのか。前年と比べて減ったのか、ふえたのか、現状維持なのか、その人数を含めて示してください。

○橋場生徒指導課長 ただいま手持ち資料で人数を把握しておりませんので、また後で回答させていただきたいと思います。

○斉藤信委員 巡回型スクールカウンセラーもこの中に含まれているかどうかも含めて、後で教えてください。

同じ項目の中に、県立学校ICT機器整備事業費14億2,000万円余が新たに補正され、説明がありました。先ほどの答弁を聞きますと、GIGAスクール構想で1人1台パソコンは、来年度は小学校の5、6年生と中学1年生でとの話でした。校内LANは全高校で体制が整備されるのか、限定されるのか、そのことを示してください。

○里館高校教育課長 県立高校の整備予定状況でございますが、県立学校、高等学校、特別支援学校、全ての学校に無線LAN環境を整備するものでございます。

○斉藤信委員 では、どんどん次に行きます。200ページの校舎建設事業費は、県立福岡工業高校との話でしたね。県立福岡工業高校の建設事業費は総額が幾らで、これは今年度で完成になるのでしょうか。

○新田学校施設課長 県立福岡工業高校の整備に係る事業についてでございます。事業につきましては来年度、令和2年度までの事業と予定しております。

次に、事業費の部分でございますが、補正予算額につきまして、今回5,600万円余の補正となりますけれども、全体の総事業費でいきますと9億4,000万円余になっているものでございます。

○斉藤信委員 202ページですけれども、特別支援学校費、管理運営費が3億9,000万円余の減額。この理由は何でしょうか。

○山村教職員課総括課長 特別支援学校費の管理運営費の減額の大きな部分は、人件費の減でございまして、教職員数の見込数と実績数の差による年度末調整でございます。小学校費、中学校費と同様に特別支援学校の人件費についての年度末調整でございます。

○齊藤信委員 年度末調整であり、特に職員確保が予定より減ったのではないと受けとめてよろしいですか。

○山村教職員課総括課長 人件費につきましては、予算では一定の余裕を見込んで計上しておりますので、実績に応じて今回補正しようとするものであります。

○齊藤信委員 計画に対応して職員確保が間に合わなかったのではないと受けとめてよろしいですね。

それで、特別支援学校は教室不足数がずっと問題になっていましたけれども、今年度末で教室不足数は幾らになりますか。

○高橋特別支援教育課長 特別支援学校における教室不足数ですが、今年度、54室と承知しております。

○齊藤信委員 54室、わかりました。新型コロナウイルス感染症の関連で、後でまたお聞きします。

それと、個別の質問の最後なのですけれども、教職員人事管理費が7,946万円繰り越しのことですが、これはどういう意味ですか。

○山村教職員課総括課長 繰り越しにつきましては、人事関係のシステム改修をしておりますので、この作業の状況に応じて繰り越すものでございます。

○齊藤信委員 それは、システム改修の関係なのですね。それで、今回の補正予算にないので聞くのですけれども、県立博物館の文化財の切り取り問題、私はかなりお金をかけて調査していると思うのですけれども、これはどこの項目にあるのか。

もう一つは、県立不來方高校のいじめ事件の第三者委員会の調査、これも続いているのですよね。これは年度末で最終報告が出るのか、出ないのか。この経費は、どこに組み込まれているのか示してください。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 県立博物館の不適切事案に係る調査費用でございますが、この件につきましては、緊急に調査を進める必要があったため、予備費を活用することとして進めてまいりました。ちなみに、これまで約900万円程度の執行となっております。

○山村教職員課総括課長 県立不來方高校事案に関する第三者委員会に係る経費でございますが、県立学校教職員人事管理指導費の中に含まれております。第三者委員会につきまして、進捗については、こちらとすれば、委員会の調査検討を注視している状況でございます。進行状況について、まだお話はございません。

○齊藤信委員 県立博物館の文化財で、重要文化財の調査については切り取りではっきりしたことがありましたね。私は、これは重要な案件で、しかるべきときに県教育委員会がきちっと中間報告をすべきだと思います。全然報告がないのはおかしいではないですか。今後の見通しはどのようなのですか。

あと、県立不來方高校案件の第三者委員会はもちろん第三者委員会が決めることだと思うけれども、予算がかかわるのだから、基本的には今年度の予算になっていると思うのです。だから、その見通しぐらいは聞いておく必要があるのではないですか、中身には関与

できないとしても。やっぱり年度末は一つの区切りですから、そこまでにまとまるのか、まとまらないかぐらいはちゃんと聞いておかないとだめではないでしょうか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 調査結果の報告についてでございますが、重要文化財の調査対象が県内及び県外合わせて五つの遺跡等になっております。これまで平泉関係の重要文化財の調査をいたしまして、その結果につきましては12月16日の教育委員会定例会で御報告したところでございます。議員の方に対しましては、その際報告書文書の送付のみで、その後御説明をする機会がなく、大変申し訳なく思っておりますが、その後の調査経過の報告につきましては、当初、年度内に重要文化財の調査を終えたいと進めてまいりましたので、今月中にその機会を設けたいと考えております。

○高橋県立学校人事課長 県立不来方高校の第三者委員会のことでございますけれども、昨日、第17回目の第三者委員会が行われまして、次回18回目を21日、22日に実施することで連絡いただきました。ですので、次回のところでは完了しないのではないかと考えております。年度をまたぐことになろうかと考えております。

○小西和子委員 まず教職員数ですが、それぞれ小学校、中学校、高等学校、特別支援学校とマイナスになっております。その中で、定数内の欠員はないのかが一つと、講師の未配置が二十数人ありましたが、現在はどうか。校種別、それから理由別にお答えください。産前産後休暇、育児休業中でさえも未配置があったわけですが、それは解消されたのかと、病気休暇もありましたけれどもどうか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○金野小中学校人事課長 まず、定数内の欠員状況については、欠員とは認識しておりません。そして、加配の未配置につきましては、2月1日現在、小学校4名、中学校4名、合計8名になっております。また、小中学校の産前産後休暇、育児休業代替、病気休暇代替の未配置状況につきましては、これも2月1日現在で産前産後休暇代替5名、そして育児休業代替1名、そして病気休暇代替21名となっております。

○小西和子委員 まだまだあります。定数内の欠員は、数年前にありましたね。あれには驚きました。それで、そのくらい残があるのですから、何としてでも加配分、それから病気休暇、産前産後休暇、育児休業分の講師を必死になって探していただきたいと思います。学校現場は、今大変な状況だと思います。

そこで、私は前からお話をしておりましたけれども、岩手県の35人以下学級に配置されているのは国からの加配です。そうですね、皆さん、それは皆さん認識していらっしゃる。県単で財政を向けているのは全然ないわけですね。ほかの県では、県単でそれを賄っています。220人分、以前に小中学校人事課長だった方から聞きましたら、20人ですとお答えになりました。その分を県単で、年次計画でいいです、ことしは1、2年生とか、3、4年生とかでいいですから、県単で補ってください。そうすれば、その分全県の学校の人員がふえるわけです。言っている意味がわかりますか。岩手県は220人分、本来であれば全県に加配が配置されるところを、少人数学級、35人以下学級にみんな集められている

ので、その分周りが薄くなっていると言っているのです。以前の小中学校人事課長もそのことを悩んでいます。そういうことで、このくらい残があるのであれば、ぜひ県単で年度計画を立てて、その分を賄っていただきたい。そういうことをまず要望いたします。

それから、すこやかサポートについては、先ほど高橋穩至委員がお話しになりましたけれども、すこやかサポートの欠員はなかったのでしょうか、お伺いいたします。

**○金野小中学校人事課長** まず初めに、講師欠員のことについてであります。4月当初は必要な数に対して講師を確保できておりますが、年度途中の突発的な欠員につきましては、特に対応が難しい状況でございます。対応につきましては、退職者や教員免許保有者の掘り起こしをするなど、講師の確保に努めているところでございます。

続きまして、35人以下学級、その実現のためには、国による複数年先を見込める計画的な定数改善がやはり必要不可欠であります。

続きまして、すこやかサポートにかかわりましての欠員につきましては、今こちらに資料がございませんので、少し時間をいただきたいと思っております。

**○小西和子委員** 県は莫大な財源を要すると言いますが、他県ではやっているのです。もっと教育に財源を向けるようにしていただきたいと思っております。

年度途中で講師を探すのが大変、そのとおりでございます。そこで、提案ですけれども、それぞれの教育事務所で雇用して、要請があったらいつでも派遣できるシステムをとるべきだと思います。これは、来年度だって、その次の年だってずっと続くことです。人が入らないと、それぞれの学校がどんなに苦しいやりくりをしているかは、もう現場からお見えの皆さんはわかっていると思っておりますので、何か工夫をしなければ大変なことになりますし、産前産後休暇、育児休業をとる職員に、大丈夫、私たちがちゃんとやるからねと言って、元気な子供を産んでくださいねと送り出すのですけれども、次の日から講師が来る保証がなく、本当に大変な思いをしております。こんなことでいいのでしょうか。

その次でございます。この教職員費には、事務職員の超過勤務手当等も入っていますよね、教職員費ですから。ではお伺いします。事務職員の超過勤務手当請求調査がありまして、予算を確保しているのが6%までとしているのだそうです。予算内に収まらないから、再度削減できる内容は削減した上で報告をするようなことがあからさまに行われております。そういう文書もあるし、電話による圧力ともとれる対応もありました。

教員だけではなく、事務職員も多忙な実態があります。事務職員の方たちは、電話の対応とか、外部の方が学校を訪問すると、その対応とかに追われて、実際自分の仕事ができるのは退庁時間後だったりするのです。そういう実態があるとわかっていたいただきたいと思っております。夜の夜中まで仕事をしたりとか、休みの日に出て仕事をしたりしなければこなせない状況があります。

それから、教員の業務削減のために、事務職員にその分を行わせることで業務がふえている分もあるわけです。超過勤務をせざるを得ない状況があるのですから、当然その分の手当は支給すべきであります。それも支給できない財政状況であればと思っておりますが、結構

残がありますので、やれるのではないかと思います。事務職員多忙化解消についても早急に対策を進めるべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○山村教職員課総括課長 小中学校における超過勤務手当でございますが、各学校の年間の所要見込額を調査いたしまして、確認して執行しております。その見込額調査の際には、超過勤務の縮減に取り組むように、あわせて通知しております。学校の事務職員の超過勤務の縮減を図るためには、事務職員が業務改善や工夫を行うこと、そして管理者である校長が学校全体の働き方改革を推進することが重要であると認識しております。今後とも教員だけではなくて事務職員の業務も含めて、学校全体の働き方改革を進めていくように取り組んでまいりたいと考えております。

○小西和子委員 小中学校の場合は、基本、学校に1人しか事務職員がいらっしゃらないのです。ある地域などは、何校か学校がある中で、正規の事務職員が1人だったりするのです。臨時の事務職員が入って、経験のある方ならいいのですけれども、初めての方は誰も指導できないのです。校長先生も副校長先生もわからないので、近隣の正規の事務職員が指導に当たったりしているのです。御存じですか。例えば、5日間のうちの2日間はその指導に行くようなことをしているのです。正規の事務職員を入れれば何でもないので、どんどん減らして、基準がありますと言うかもしれませんけれども、私たちなどは全然わかりません、事務職員の仕事。それを必死になって指導して、そして帰ってから自分の仕事をする、それが日常であります。そういうこともわかっていただきたいと思います。

教職員が心身ともに健康で働きやすい職場に向けて、何としてでも人員を確保していただきたい、それを要求して終わります。

○城内よしひこ委員 先ほど聞けばよかったのですけれども、県立美術館費、3,400万円何が増額補正であったのですけれども、その具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 管理運営費の増額について御説明いたします。

この中で特に大きなものは、企画展の負担金の補正でございます。そもそも負担金と申しますのは、観覧券の販売後は、一旦全て県費に納入されます。いわゆる収入。それを配分するために出すのを負担金の形で扱っているのですが、おかげさまで今年度は大きな販売成果を上げたものですから、ちょっと額が大きくなった事情がございます。

○城内よしひこ委員 具体的に言うと、それはジブリの大博覧会岩手展ですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 ある一定額は想定しているのですが、今回ジブリの大博覧会岩手展が予想以上の来館を得ましたので、それが主な影響と御理解いただきたいと思います。

○城内よしひこ委員 予想以上の入所者との話をされましたけれども、見たいと観覧券を買った方々がなかなか見られなかった、待ち時間も長かったといったことが、苦情として私の耳にも入ってまいりました。そういうことを考えますと、もう少しやり方に工夫があってもよかったのではないかと思います。会場へのシャトルバスを出したのも、

走り陣立てでやったとしか思えない。多分アニメの企画展をする中にあっては今後もそういう想定外があるのかもしれませんが、一步間違っ、あの企画展が半年、3カ月ずれていたら、到底入場規制も含めて企画展どころではなかったと思ったりもするわけです。とするならば、もう少し余裕を持って多くの方々に見てもらえる工夫があつてしかりだったのではないかと思うのですが、その辺は事前に、企画展の企画があつた時点では検討されなかったのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 ただいま運営が不十分だったとの御指摘をいただいたところでございますが、確かに当初見込みとしては20万人を見込んでいたところでございます。いずれこれまでにない来館で、かなり前から運営につきましては検討を進めてまいりまして、私どもとしては、運営上も大きな成果を上げることができたと思っております。しかし、2時間待ちとか、それ以上の状況があつたのは事実でございます、それについては改善が今後の課題になってくると思っております。

いずれ御存じだと思いますが、入場待ち用のテントをかなり長くしたり、寒さ対策を行ったり、シャトルバスや一般車両用の周辺駐車場も何とか確保いたしました。並び方も、館内はヘビのようにかなりぐじゅぐじゅでありましたが、寒さ対策も努力をして、人の動かし方についても、動きに応じて無駄なく企画展の会場内に入れる工夫をし、日々そのノウハウを積み上げて、よく運営したのではないかと私どもとしては捉えております。

いずれ今回のこの経験を生かして、ノウハウとして積み上げまして、今後の運営に活用してまいりたいと思っております。

○城内よしひこ委員 これまで県立美術館に足を運ぶことがなかった方々が多くいらしてくれたものと思っております。そういった方々に今後も美術館を見てもらえるようPRを行ってほしいし、今後につながってほしいと思っておりますが、そういった意味では、苦い経験を、もう二度と行きたくないと思つた方々も数多くいらっしゃつたこととお話ししておきたいと思っております。

これまで国民体育大会や、ラグビーワールドカップも経験していますし、その意味ではイベントには強いはずだと思つているからこそ、今後いろいろなイベントの準備をするにあたって、最悪を想定して最善を尽くすために、当初からシャトルバスなどの対応はできたかもしれないと思っております。キャパシティーもあると思つていますが、ジブリの大博覧会を岩手県が初めて行つたわけではなくて、他県で何か所か事前に行われてきて岩手県に来てくれるわけですから、前段の開催地からの情報等をしっかり収集して、対応ができたのではないかと思います。その辺最後にお伺いしたいと思います。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 最後にお話をいただきました直前の会場、あるいはそれ以前の会場もそうですけれども、そのノウハウは当然引き継いで活用いたしました。いずれ冬の季節でありましたが、温暖な気候で、今般の新型コロナウイルスもあまり感染拡大しておらない期間で幸運もございました。大体32万人の来場なのですが、その約半分ぐらいが県内からおいでいただいたと見ており、今御指摘いただいたように、初めて来館し

た方は、昨年度の実績で25%程度なのですが、今回のジブリの大博覧会岩手展は約76%で、約3倍にふえるなど、来館者の裾野が非常に広がりました。

いずれ初めて美術館に足を運んだ方が、もう二度と来たくないのか、次もまた行ってみたいと思うのか、後者になるように、今後とも引き続き魅力ある企画展のラインナップに努めるとともに、報道機関との実行委員会形式が非常に大きな成果を上げていることから、その運営形態についても根づかせるよう努力をしているところでございます。

いずれ、より多くの県民の皆様にご満足いただけるような美術館運営に今後も努めてまいりたいと思います。

○上原康樹委員 厚い説明書の中の208ページ、保健体育費の説明の上から4番目、児童生徒放射線対策支援事業費とありますが、これはどんな対策、どんな支援でしょうか、詳しく御説明ください。

○清川保健体育課総括課長 東日本大震災津波の際、多くの学校で放射線量が測定されまして、特に一関、奥州地域の重点地域と指定した区域につきましては、継続して放射線量の計測をしているところでございます。

それから、各県立学校につきましては、測定機器をこちらで準備いたしまして、定期的な点検を毎年行っているものでございます。

あわせて、給食食材の測定につきましても、継続して測定してきたものでございます。

○上原康樹委員 その予算が125万円余の減となっておりますけれども、こういう予算の傾向としては拡大しているのでしょうか、横ばいでしょうか、あるいは減少してきているのでしょうか。

○清川保健体育課総括課長 ここ数年の傾向でございますが、放射線量につきましては、ほとんど改善といえますか、測定されない状況ですので、そういった傾向から予算も減額で措置しております。

○上原康樹委員 こういう放射能に関しては、東北各地同じ状況だと思うのです。岩手県以外の県でもこうした対策事業はおやりでしょうか。理解している範囲で教えてください。

○清川保健体育課総括課長 他県の取り組み状況につきましては、現在資料を持ち合わせておりません。

○上原康樹委員 放射能は広範囲の問題ですから、他県のそうした対策と連携していった全体状況を把握するのが正しい道筋だと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○清川保健体育課総括課長 放射線対策につきましては、継続して慎重に行うことが必要かと思っておりますので、他県の状況も踏まえながら、県として正しい対策をとってまいりたいと思います。

○上原康樹委員 福島県からは、子供の甲状腺がん、白血病などの発症報告が聞こえてきます。3.11から間もなく丸9年になりますけれども、放射能の影響は10年を過ぎたあたりから表に出てくると言われております。これからもこの問題はさらに構えを強化していかないといけないと思うわけですが、その中で予算が減らされていく。新型コロナウイルス

感染症と同様に、あるいはそれ以上に見えない脅威ですから、しっかりともっともっと子供たちの健康に目を配ってあげてください。終わります。

○千葉秀幸委員 私から1点だけ確認させていただきたいと思うのですが、今城内委員、斉藤委員からもありましたけれども、ICT導入に対してです。速やかな導入をお願いしたいところであるのですが、実際に皮膚とか、また視力にもすごく大きな影響を与えるのではと思っております。これに対して、例えば光を妨げるような眼鏡をかけさせるとか、そういった対応はされているのか。また、導入されてまだ長い期間がたっていないからですが、体調が悪くなったとか、視力が下がったとか、さまざまな声が上がってきているのであれば、状況について答えられる範囲内でお答えいただきたいと思っております。

○大畑教育企画推進監 ただいま御指摘いただいた視覚等への影響について、学校現場から報告等は届いておりませんが、全国的にそのような環境が学校現場の中につくられることをごさいますので、影響について私どもとしてもしっかり確認をしつつ、必要な対策として実施するべきものがあれば、市町村教育委員会と御相談、連携をしながら対応していきたいと考えております。

○柳村一委員長 ほかにありますか。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○新田学校施設課長 先ほど斉藤委員に御答弁した部分の数値について確認したところを御報告申し上げたいと思います。

被災児童生徒の就学援助事業費でございます。まず、幼児の分でございますが、当初の計上が85人ございまして、最終的に市町村から実績ベースで確認したところ50名の見込みでございます。

あわせて、児童生徒の分でございます。当初予算時点では2,670人であったものが、最終的には2,329名の見込みとなるものでございます。

さらに、特別支援学校の生徒分でございますが、当初26人と想定したものが22人と最終的になるものでございます。

また、あわせて先ほど県立福岡工業高校の改築整備の金額について御答弁申し上げましたが、数字は工事請負費のみお伝えしてしまったものですから、トータルベースの部分について訂正させていただきたいと思っております。

令和元年度につきまして、補正前は7億1,600万円余であったものが、2月補正で5,000万円余の減額補正となりまして、最終予算額ベースは6億6,600万円余になるものでございます。また、総事業費ベースの話でいきますと、補正前が25億9,800万円余であったものが、

現時点で25億4,800万円余となるものでございます。

○**橋場生徒指導課長** 同じく齊藤委員からスクールカウンセラーに係るお尋ねをいただきました件でございます。計画値と実績値につきまして、スクールカウンセラーは計画値が81名、うち配置型のカウンセラーは68名、巡回型は13名でございます。

実績値につきましては、合計78名。内訳は配置型が66名、巡回型が12名の3名減でございます。

また、今後の方向性として、令和2年度は80名を予定しているところでございます。来年度は、御承知のとおり県内の小中学校で統廃合等が進みまして、県内で17校の統廃合が進む中、人数的には維持しつつ、先ほど申し上げました、特に小学校の配置率を上げる方向で現在検討しているところでございます。

○**金野小中学校人事課長** 小西委員から御質問をいただきましたすこやかサポートの配置数につきまして確認いたしましたので、お答えいたします。

今年度のすこやかサポートの配置予定は83人で、実際に83人配置しておりましたが、途中で2人辞職いたしまして、現在81人の配置となっております。

○**高橋特別支援教育課長** 先ほど齊藤委員から御質問をいただきました今年度における特別支援学校の教室不足数は54教室とお答えしましたが、こちらは平成30年度の数値でございます。正しくは44教室になります。おわびして訂正申し上げます。失礼いたしました。

○**清川保健体育課総括課長** 上原委員から御質問をいただきました保健体育費の児童生徒放射線対策支援事業費の補正額について、減額の中身でございますが、県立学校の給食食材の放射性物質の濃度を測定する測定員の交通費が当初見込んでいた額よりも減額したことに伴う補正でございます。以上、訂正させていただきます。

○**柳村一委員長** 委員の皆さん、よろしいですか。

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第86号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**新田学校施設課長** 議案第86号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案（その5）の



○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から新型コロナウイルス感染症対策のための学校における臨時休業について及び県立高校再編計画後期計画（案）について発言を求められております。

なお、それぞれの報告の後、当該報告に対する質疑を行うこととし、その後委員から、この際発言といたしたいと思えます。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策のための学校における臨時休業について発言を許します。

○小久保学校教育課総括課長 発言の前に、風邪による飛沫防止用マスクを着用しております。どうぞ御了承ください。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における一斉臨時休業について御説明をさせていただきます。このことにつきましては、2月28日の本会議におきまして、佐々木努議員からの質問に対し、佐藤教育長から御答弁申し上げたところでございますが、改めて文教委員会の皆様に御説明をさせていただきます。資料はお手元の文教委員会資料の新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における一斉臨時休業についてをごらんください。

まず、1の経過についてでございますが、2月27日に開催されました国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、全国全ての小中学校、高等学校及び特別支援学校について、3月2日から春休みに入るまでの間、臨時休業とするよう内閣総理大臣から要請が行われ、文部科学省から各都道府県教育委員会に対し、2月28日付で事務次官通知が発出されました。これを受け、県教育委員会として各県立学校に対し、文部科学省通知を踏まえた対応を指示するとともに、各市町村教育委員会に対し、各小中学校においても文部科学省通知及び県教育委員会の対応を踏まえての対応をするよう通知したものでございます。以下、詳細について御説明をいたします。

2の文部科学省通知の概要についてであります。この通知におきましては、資料の①に記載のとおり、本年3月2日から春季休業開始日までの間、臨時休業を行うこと。②のとおり、臨時休業の期間や形態は、各学校の設置者において判断すること。③のとおり、

卒業式などを実施する場合は、感染防止のための措置等の対策を講じること等が要請され、また配慮する事項として、④にありますとおり、児童生徒に基本的に自宅で過ごすよう指導することや、⑨のとおり、高等学校入学者選抜については、感染防止の措置を講じた上で実施すること等が示されたところでございます。

これを踏まえ、県教育委員会といたしましては、資料3の県立学校等通知の概要にありますとおり、各県立学校に対し、文部科学省通知を踏まえ、原則として3月2日から春季休業に入るまでの間、一斉休校とすることとしつつ、高校における登校日の設定や特別支援学校における休校開始日の延長を可能とする旨を指示したところでございます。

また、資料に記載しておりますとおり、休校中の対応に係る留意事項等についても示しているところでございます。

裏面をごらんいただければと存じますが、各市町村教育委員会に対しましても、(3)にありますとおり、各小中学校において、3月2日以降、学校、地域の体制が整い次第、速やかに臨時休校を行うなど、文部科学省通知及び県教育委員会の対応を踏まえて実施するよう通知したところでございます。

最後の4、今後の対応についてであります。今回の措置に伴いまして、さまざまな課題が生じてくるのが想定されるところです。このため県教育委員会といたしましては、学校現場への影響等を考慮し、課題の丁寧な把握に努め、国に対して必要な支援等について要望することを含め、児童生徒の健康、安全を第一に、可能な限りの対策を講じてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○千葉盛委員 まず、小学校中学校高校の臨時休業ですが、本当に急な話でしたので、不安に思っている方がたくさんいらっしゃいます。

それで、簡単に何点かお聞きしますが、休業になったことは非常に残念ですが、文部科学省所管の学校は休校になり、厚生労働省担当の学童保育はいいと、保育所とかもいいのだと。この違いが全くよくわからないものですから、皆さん、困ってしまって、ある学童保育は感染予防のために絶対閉所するとか、あとは、小学校低学年の子はどうしても面倒を見るところがなければ学校で面倒を見るとか、いろいろな対応がさまざま出てしまっています。この辺、もう少し県として丁寧な説明が必要ではないかと思えますけれども、県はどう考えているのかお尋ねいたします。

○小久保学校教育課総括課長 このたびの対応ですけれども、文部科学省から発出されました事務次官通知では、一斉休校の趣旨等につきまして、今が感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であること、それから子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備えるといった観点が示されたところでございます。通知を受けた私どもといたしましては、学校の休校要請がありましたので、現場の課題を想定しながら、3月2日から一斉に休校するのではなく、柔軟な部分を設けながら通知を行ったところでございます。

他方で、今御指摘のありました保育所等、それから他の施設の関係につきましては、全国においても並行してさまざまな準備が進められていると伺っております。県といたしましては、例えば特別支援学校に対しまして、厚生労働部局から出た通知を情報提供するなど連携に努めているところでございます。まだ課題は出てくると思いますが、引き続き国からのさまざまな情報も含めて連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○千葉盛委員 これから方針が決まっていくとのことなので、しっかりと皆が理解できる説明をして休校措置へのさまざまな対策を講じていただきたいと思います。

休校は春休みの前までで、そのまま春休みに突入していくのかどうかどうなのか分からないのですけれども、この期間、授業日数が恐らく足りていないと思います。その授業日数をどうやって補っていくのか、どういう対応を進めていくのか、現在の考え方でよろしいので、お知らせください。

○小久保学校教育課総括課長 授業時数の確保、それから子供の学ぶ機会の確保を、可能な限り対応したいと考えているわけですが、国からの事務次官通知やその後の事務連絡で示されておりますけれども、学習におくれが生じないように、例えば、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮することも示されております。この通知については県立学校及び市町村教育委員会に周知をしているところでございます。各学校における対応について、これからも情報提供を行ってまいりたいと考えております。

なお、授業時数の確保ができないことに伴う単位の認定ですとか、成績処理につきましても柔軟に対応するように、あわせて通知を受けております。県といたしましても、そういった対応をしてまいりたいと考えております。

○千葉盛委員 感染予防はもちろん大事ですけれども、しっかりと子供たちに悪影響がないように対策を行っていただきたいと思います。

あと資料に臨時休業期間に3月11日が含まれることを踏まえ、心のサポート等必要な対応を行うこととあるのですけれども、3.11もそのとおりなのですけれども、サポートが必要だと思うのです。東日本大震災津波のときも、結局弱い者というか子供たちにしわ寄せが行って、今回も学校もグラウンドも使えない、公共施設も全部閉じてしまうような自治体も出ました。非常にかわいそうな状態なので、心のサポートをどうやってやるのか、私にはちょっと疑問なのですけれども、その辺今のところどう考えているのか。逐一自宅に連絡するのかわかりませんが、どういったサポートを考えているのかお聞かせください。

○小久保学校教育課総括課長 私どもといたしましては、先週、2月28日に市町村教育委員会にこの件を通知する際に、先ほども申し上げましたが、3月2日以降、各地域の体制が整い次第速やかに、それから、児童生徒に対する指導、保護者への周知が十分なされた上で臨時休校を迎えられるよう配慮することをお願いしているところでございます。

また、今委員に御指摘いただきました3月11日が含まれる部分につきましては、現時点で各市町村の取り組み状況について把握しておりませんが、この休みに入るまでの

期間において指導を行うこともあるでしょうし、また日が経過するにつれて必要な対応については、個別に相談に応じるとか、生徒、家庭との連絡に努めるとか、さまざまな対応があるものと認識しています。

○**斉藤信委員** 突然、27日の夜でした、安倍首相が全国一律小中高の休業を要請すると。私は、安倍首相に全国一律の休業を要請する法的権限、根拠がないと思うけれども、まずここからお聞きいたします。

○**小久保学校教育課総括課長** 学校の休業措置についてでありますけれども、学校保健安全法の第20条に基づきまして、設置者が行うことになっておりますので、一義的に法的権限は設置者にあると理解をしております。

○**斉藤信委員** 2月25日に政府の対策本部、そして文部科学省の通知も、地域の状況に応じて必要な場合には臨時休業の措置をとると。これは、25日の政府の方針であり、文部科学省の通知だった。それがたった2日後です、何の法的権限もないのに、一方的に全国一律の小中高の休業を求めるのは、まさに暴挙ではないですか。そう思いませんか。

○**小久保学校教育課総括課長** 2月27日の政府の閣議において内閣総理大臣からそういう要請があったわけですがけれども、その要請の趣旨としては、先ほども御紹介いたしましたけれども、今感染の流行を早期に終息させるために重要な時期である、それから健康・安全を第一に考えて、リスクにあらかじめ備える観点での趣旨があったと承知をしておりますし、それを受けて文部科学省が事務次官通知において、3月2日から春季休業開始日まで、臨時休業を行うようにと通知の中で述べていると。同時に、先ほどの資料の2の②で記載をいたしましたとおり、その期間や形態は設置者において判断すると、そういうことが通知されたと理解しています。

○**斉藤信委員** 実は、25日の基本方針からたった2日なのです。基本方針と違うことを安倍首相は2日後に提起をした。実は、文部科学省にも打診されたけれども、文部科学省は対応できないと、準備できないと断ったにもかかわらず、あの方針になったのです。異常ですよ。文部科学省が対応できないと言っているのに、一方的にこういう全国一律の休校の方針が提起をされた。本当に私は横暴そのものだと。なぜかといえば、全国一律の小中高の休業措置の科学的根拠がいまだに示されていない。例えば岩手県は発生なしですよ。今24都道府県です、発生が確認されているのは、宮城県はそこにかかっているけれども、宮城県はあのクルーズ船から降りた人です。だから、市中感染ではないですよ。全国一律、休校しなくてはならない科学的根拠、合理的根拠が私は示されていないと思うけれども、どう受け取っていますか。

○**小久保学校教育課総括課長** 政府の方針に対して、都道府県として何かコメントをするのはなかなか難しいところではあるのですが、繰り返して恐縮ですがけれども、この通知の趣旨が、日常的に長時間人が集まることによる感染リスクにあらかじめ備えることですので、示されたことに基づいて、全国的に、設置者の判断で対応を行っているという理解しております。

○**斉藤信委員** 実は、政府の対応があまりにもずさんなので、専門家会議——政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が24日に見解を発表したのです。そこには、一律の休校なんか一言も書いていない。だから、この専門家会議のメンバーも、効果は検証できないと、わかりませんと、こんなもの。必要ないと言う専門家もたくさんいます。政治的パフォーマンスではないのかと。科学的、合理的な根拠なしに社会を混乱させるようなことをやるべきではないです。

教育長に聞くけれども、こんな横暴な独断的な思いつきのような提案が出されたときには、やっぱり慎重に検討して対応することが必要なのではないですか。

○**佐藤教育長** 専門家会議が2月24日に見解を述べられ、そして25日に政府の方針が示されたわけでありまして。学校での感染対応については都道府県レベルで判断するよう方針が示されたものでございます。私どももその方針に沿って、とるべき対応を進めていくものと承知しておりましたが、27日の夕方、突然、内閣総理大臣の発表があり、私どもも報道で知ったという状況でございました。そして、文部科学省からの事務次官通知についても、当日の安倍首相が発表した後、直ちにいただけるものかと思ったところ、翌日の閣議後、文部科学大臣の記者会見後に発出され、28日の午前中にやっと正式な通知をもって内容を確認したところでございます。

3月2日からでありますし、またその正式な通知が28日の午前中で、どういった対応が求められるのか、私どももいろいろと検討したのですが、ただ、そこにあったのは児童生徒の健康、安全を第一に考えていかなければならないということでした。それから私どもには科学的な知見や専門的な情報は一切示されていないところでもございましたし、その時点では本県では患者等もないわけですし、宮城県での発症もなかったもので、本来であれば慎重に検討すべきところではあったと思います。何しろそういった時間軸の中で対応を求められて、やはり最優先は児童生徒の健康、安全第一と言わざるを得ないことから、各県立学校には、設置者である県としていろいろと検討して通知を出ささせていただきまし、市町村教育委員会には事務次官通知とあわせて県の対応状況を参考にさせていただきよう、そしてまたそれぞれの団体においては設置者の判断、学校の判断を弾力的に対応していただくことも考慮していただくよう通知をさせていただいたところでございます。

その後、いろいろな対策等について、詳細な情報提供は今時点でもございません。そういった中で、内閣総理大臣等の記者会見もあつたわけでございますけれども、学童クラブであるとか、それから財政的な対応についても具体的なところも示されていない中での判断でございましたが、何度も言いますけれども、児童生徒の健康、安全を第一に対処せざるを得ないので、このような形をとらせていただいたところでございます。

○**斉藤信委員** 児童生徒の安全第一と言うけれども、25日の政府、文部科学省の基本方針はわずか2日後に変わった。変えるだけの科学的根拠は何もなかった。29日の首相の記者会見でも示されなかった。今教育長が言いました、具体的な対策についても示されなかった。10日後に予備費を使って対応する。10日後の話ですよ。だから、何の準備もなく、い

わば方針が独断で変えられた。それによって多大な混乱が起きているのが私は現状だと思います。

首相、政府も混乱しています。実は、28日の国会で安倍首相はこういう答弁をしているのです。要請にすぎず、法的拘束力はない。各学校、地域で柔軟に御判断いただきたい。何ですか、これは。とんでもない話ではないですか。だったら27日の会見は何なのかとなりますよ。

もう一つ紹介しましょう。これは、衆議院の文部科学委員会理事懇話会で文部科学省の柳大臣官房長がこういう発言をしています。(通知が) 3月2日から春季休業の開始日まで、学校保健安全法の第20条に基づく臨時休業を行うようお願いするのは、感染症が全くない、学校の準備ができていないなどの状況に応じて、柔軟に対応してほしいと。何ですか、これは。一斉にやれとの方針ではないのです、これ。休校は10日程度を考えていると。こう言っています。臨時休業の始期は3月2日からでなくてよいし、終期は春休みまででなくてもよい。おおむね10日程度と考える。この発言は文部科学省の大臣官房のものです。伝わっていますか、この話は。

○小久保学校教育課総括課長 国からの情報については、2月28日の文部科学省事務次官通知、その後教育課程に特化した関連通知とか来ていますけれども、基本的にはこの文書をもってこの情報を得ているところでございます。したがって、先ほどの具体的なお話については承知しておりません。私どもとしては、先ほど教育長からも答弁申し上げましたけれども、2月27日、28日の中で全国的な国から示された方針を踏まえ、内容を理解しつつ、どのように取り急ぎ学校、それから市町村教育委員会に考え方を伝えればよいかを議論してきたところでございます。したがって、連絡した内容についても、2日と書きつつ、柔軟にとのことで、あえて例えれば3月4日ですとか具体的な日も示さずに行ったのが当時の対応です。

○斉藤信委員 安倍首相の国会答弁にしても、文部科学省の大臣官房長のこの発言にしても、極めて曖昧、こんなことで一斉休校が強制されたらとんでもないことです。10日間でもいいと言っているのだから。これ、私は10日だって問題だと思いますけれども。

そういうことで、全く科学的、合理的根拠もなく、具体的対策も示されない中での異常な小中高の全国一律の休校の要請だったと。だからこそ私は、岩手県はその中身を真に受けなくて、慎重に、柔軟に対応すべきだったと思います。

ところが、県立学校長宛ての県教育委員会の通知はこうです。原則として、3月2日から春季休業に入るまでの間、一斉休校とすること。なお、3月2日から5日までの間、私物の持ち帰りや学力検査の会場準備等のため、必要に応じ登校日を1日程度設けても構わないと。3月2日から休校する、あなた方はそのように県立学校に指示しているのです。どこに柔軟性がありますか。

3月は、本当に大切な時期でしょう。これから受験もある、さまざま大変な時期です。だから、県立学校が何で3月2日からやらなくてはならないのですか。平日は28日一日し

かありませんでした。1日は県立高校の卒業式です。まともな説明をする日にちなんか一つもなかったではないですか。もっと丁寧に、例えば休校の措置をとった場合にどういう問題が考えられるのか、どんな不利益が発生するのか、そういうことを慎重に考えて、大体3月2日からやるなんて、こういう指示自体が、県教育委員会が政府の独断的な根拠のないこの要請を真に受けたことになりませんか。

○小久保学校教育課総括課長 県教育委員会としましては、27日の夕方に報道されました内閣総理大臣の発言を受け、各児童生徒、保護者、学校ではさまざまな驚きや課題等を持ったものと思っております。その中で、委員御指摘のとおり、平日が28日しかなかった状況においては、まず国から示された、その時点では通知は示されておりましたが、28日の午前中に通知が示された時点で、まずそれを市町村ですとか学校に伝えると。伝える際には、まさに3月2日から一斉に、一律にではないのだといった部分も含めて適切に伝える必要があると検討したところであります。

通知の文書においては、先ほど斉藤委員の御指摘がありましたとおり、県立高校については原則として2日からと書いておりますけれども、原則として一言を加えるとともに、なお3月2日から5日までの間に必要に応じ登校日を1日程度設けて構わない、中身1日程度の形で、可能な限り柔軟に学校においては運用していただきたいと。2日から、とにかく一斉ではないこともこの通知をもって伝える必要があったと認識しております。

また、通知の中では個別に進路指導等で必要があれば、当然学校に生徒を登校させる。当然、それは感染防止対策が必要だと思いますけれども、そういったことも可能にすることなどもあわせて示させていただいたところでございます。

○斉藤信委員 小久保さん、余分な答弁多過ぎる。私はそんなことは聞いていないから。私の聞いたことにきちっと答えてください。余計なこと多過ぎるよ。

そもそもあなた方が柔軟と言いながら、県立学校に3月2日から休校と指示しているのだから、そこに柔軟性が全くないと言っているのです。

それで、こういうときは自主的判断が大事なのです。他の自治体では柔軟な対応をしていますよ。島根県は、県立高校と特別支援学校の授業を継続する。感染者が確認されるまで休校措置はとらない。島根県出雲市でも、当面は休校せず通常どおり授業を行う。そして、宮城県は、県立の中学校、高校を休校としますが、特別支援学校は通常どおり開校しますと。茨城県筑波市、授業はせず自主学習に教員が対応します。学童保育や給食も希望者に実施しますと。群馬県太田市、小学校と特別支援学校は休校とせず、通常どおり授業を行います。こういうふうに、自主的に判断して対応しているところがあるのです。こういう異常な方針が出されたときには、こういう慎重で柔軟な対応をやらなければだめだ、大体、法的拘束力はないのだから。

学校教育課総括課長が話したように、休校を決めるのは学校保健安全法での設置者なのです。県立学校だったら県教育委員会、小中だったら市町村教育委員会です。だから、自主的に決められるのです、法律的に。私はそういう点で、いま一度県教育委員会は冷静に

対応すべきだと思います。

そして、一番心配されるのはひとり親家庭の子供たちです。小学校の低学年。もう一つは特別支援学校の生徒です。行き場がないのです。だから、今紹介したように、小学校や特別支援学校は授業を継続する、開校する県も出ているわけです。小学校低学年、これが休校になった場合にどれだけの人数が影響を受けますか。学童保育に行っている人数は幾らですか、わかりますか。

○大畑教育企画推進監 大変申し訳ございません。学童保育、放課後児童クラブ等に通所されている児童についての人数は把握しておりませんが、保健福祉部から県内には放課後児童クラブが400カ所設置されていると聞いております。今保健福祉部でそれぞれの放課後児童クラブでどういう対応ができるのか、開所できるのか、開所できないのか、そういうところの調査をしているところでございます。まだ3割程度確認中と聞いております。○齊藤信委員 影響の把握がないまま休校を開始することはあり得ないでしょう。そして、自宅にいなさいと。実は、自宅が一番危険だと言われているのです。これは、WHOの報告ですけれども、中国で5万5,924人感染したと。19歳未満の感染率は2.4%。子供は感染リスクが少ない、重症化しない。それがあれだけ感染者がいる中国の実態です。学校を休校するなんていう理由は中国の例からも出てこないのです。だから、専門家が効果は疑問だと言っているのです。専門家は、絶対そんなことを言っていないのです。

春休みを含めれば1カ月以上です。1カ月以上、子供を自宅に閉じ込めさせること自体が非教育的ではないですか。非健康的ではないですか。

もう一つは、これは所管が違うけれども、先ほど千葉盛委員が学童保育の問題を提起した。学童保育こそ狭いところにたくさん子供を預かっているのです。こんなに危険な場所はないです。学校のほうが広々として、養護教諭もいて、子供たちの状況をしっかり把握できる場所です。学校で見ないで学童保育にそれを押しつけるなどは、全く正反対の話です。子供の安全を考えた方針ではないと、そう思いませんか。そういう検討がなされないで休校していいのですか。

○小久保学校教育課総括課長 委員御指摘の問題意識の趣旨については共有するところでございます。先ほど大畑推進監から御答弁申し上げましたけれども、放課後児童クラブの状況把握ですとか、それから今県内市町村においては、小学校低学年の対応についてもさまざまな検討をしていると承知をしていますので、我々としましても情報提供等を適切に行いながら、バックアップしていきたいと考えております。

○齊藤信委員 私が一番心配しているのは特別支援学校なのです。特別支援学校、これ今何人在籍して、休校した場合に受け皿はどうなっていますか。

○高橋特別支援教育課長 特別支援学校の在籍人数ですけれども、今年度は1,521人と承知しております。子供たちは、こういった場合に放課後等デイサービスですとか、レスパイト事業等の利用等が考えられますが、その割合について細かな数字は把握しておりません。

○齊藤信委員 だから、私はとんでもなく無責任だと思います。休校だけ決めて。特別支

援学校の子供たちは、環境が変わるとそれだけでパニックになるのです。だから、ここは本当にしっかりした受け皿を一人一人やらなかったら、休校なんかしてはならないのです。子供の安全をどう考えているのですか、あなた方は。子供の安全どころではないでしょう、そうなったら。私は、先ほど全国の例を示しました。小学校は授業継続とか、特別支援学校は宮城県もやると。今からでも遅くないのだから、やっぱりこれは柔軟に対応したらいいのではないですか。これは、教育長に聞きましょう。全国の例も参考に自主的に判断をして、本当の意味で子供の健康と安全を守る対策をとるべきではないかと。休校した後、子供の保証がないところは絶対休校しないと、そういう取り組みをすべきだと思いますけれども、いかがですか。

○佐藤教育長 私どもは、今回の文部科学事務次官通知からそのような対応をとらせていただいております。実際に、それぞれの市町村の設置団体、設置者、それから各学校現場でいろいろな課題が出ていることも承知しております。そういった中で、今後とり得る対策を、斉藤委員がお話しされたように10日をめどにまとめると言いつつも、実は国では総務省が動いておりまして、全国知事会からも要望活動をしておりまして、加えまして総務省では各都道府県に1名リエゾンを配置して、各都道府県あるいは指定都市とホットラインを結ぶと。いわゆる現場でどういったことが起きているか、それから政府への要望事項等について取りまとめる対応がされております。そして、本県でも各部局それぞれの課題を取りまとめの上、総務省に改善要望を行い、財源措置等についても万全を期すよう要望するつもりでおります。

○斉藤信委員 私、特別支援学校については、ぜひ考え直してほしい、本当に。受け皿のない生徒は受け入れると、そのことをやらなければだめなのではないですか。本当に大変ですよ、子供の安全を守れませんよ、こんなことやったら。

あとは、小学校低学年が本当に一人で家に置かれるところは、やっぱり自主登校を認めると。さっき紹介したところでも給食も出すと。そのぐらいのことをやるべきです。子供の命と安全を守ることを最優先にして、子供たちにとってどういう対策が今優先されるべきか。それが休校なのか、休校でないのか。それも個別具体的に判断すべきだと思いますが、いかがですか。特別支援学校について教えてください。

○高橋特別支援教育課長 斉藤委員のおっしゃることについてですけれども、特別支援学校の保護者から、学校へのいろいろな要望等を受けながら、学校の実情を勘案し、検討しているところでございます。まだ休校していない学校もありますし、休校を始めたところも、きょうからですので、いろいろ出てくるかと思っております。放課後等デイサービスの受け入れ状況についても、いろいろ実情を勘案しながら、そういった要望等があれば、学校で登校等も視野に入れた検討を重ねていくものと考えております。

○小西和子委員 本当に大変なことが起きたと思っています。子供たちがどのような環境で生活をしているのかの想像力が全くない方の発想だなと思っています。この時期は、小中高、もちろんすごく貴重な時期なのです。小学生であれば5年生が主役になって6年

生を送って、大きなステップを踏む、そういう時期でありますし、6年生は中学生になるのだよと、その思いを膨らませる時期であります。担任と一緒に時間もあつという間に奪われてしまって、テレビの映像等では、友達との別れもそうでしょうけれども、みんな涙を流して、すごく切なくなりました。

先ほどの答弁の中で、17校が閉校との答弁がありました。恐らく百何十年とかの歴史を閉じる貴重な時期なのです。一日一日を意義あるものにして、子供たちと一緒に歩んでいる矢先にこのようなことが起きていると思うと本当に悲しくなります。

先ほどから話がありましたけれども、私は部局連携で、例えば共働き家庭、ひとり親家庭の支援を十分に行うべきと考えますし、あと北海道では大きな病院だと思いますが、子供の面倒を見るために170人の看護師が出勤できないところもありましたけれども、病院、高齢者福祉施設勤務など、親が仕事で家庭を離れざるを得ない家庭への支援を十分に行うべきと考えますが、そのあたりは何か話があるのでしょうか。

○小久保学校教育課総括課長 委員御指摘のとおり、学校が休校になることによって子供たちへの影響は大変大きいものと思いますし、共働き、それからいわゆるひとり親家庭、そうでなくても家に子供たちがいることで、どの家庭にとっても影響があるものと思います。私どもといたしましては、先ほどの放課後児童クラブの件につきましても、保健福祉部と連携し情報共有をしながら対応していくこととしておりますし、まだ詳細はわかりませんが、今後国から登校に関する――失礼、低学年の児童の受け入れや、放課後児童クラブ等と学校との関係に関する追加の通知等も出るとの情報を得ておりますので、そういった中身もよく見ながら、しっかり対応したいと思います。

○小西和子委員 感染防止のための措置なのですが、先ほどテレビのニュースで紫波町の放課後児童クラブなのでしょうか、その様子が映りました。四十数人集まっていると。一クラスより多いのです。何か違うのではないのと思いました。そして、対応に当たっている皆様方は、いきなり7時半からの出勤で、人数は確保して対応していましたが、それが全国であるわけです。とんでもないことだと思います。ですから、通知が来るのを待っているかもしれませんが、いろんな情報を得て、ベストなやり方はどうなのかを検討していただきたいと思います。

特別支援学校のこと、先ほど齊藤信委員からも話がありましたけれども、特別支援学校もそうですし、小中の特別支援学級の子供たちも、いつもどおりの生活をしないとパニックを起こします。保護者では、もう手に負えないと思います。ですから、やっぱり特別支援学校、それから特別支援学級は開設をして、きちんと家庭の支援をするべきだと思います。保護者の方たちも、1カ月以上ですと、本当に疲労こんぱいになってしまうことは、もう目に見えておりますので、何とかそこは、再度ですけれども、検討をお願いしたいと思います。

○佐藤教育長 ただいまの子供の居場所の確保について、先ほど小久保課長からも、国でもいろいろ検討して正式な通知を发出予定との情報は得ておまして、内々の方向性みた

いなものをいただいていますから、そこをお話しさせていただきます。

通知の概要として、一つは子供の居場所確保の推進で、各委員御指摘のとおり、感染蔓延防止と言っているにもかかわらず生徒が多く集まっているとか、実態とその対策がかけ離れている部分もございますので、そういったところは子供の居場所確保に取り組むよう通知が出される予定のようでございます。

それからもう一つは、学校の余裕教室等の一層の活用なども項目として出されております。まさに小学校低学年の児童に対して、そういった居場所をつくること。それから、それに伴いまして財政措置もきちんと補助するとかいったことの通知が今後出される見通しとなっております。後手後手の感はありますが、大事なのは子供の居場所、あるいは子供の健康、安全第一の形に沿って、現場の実態に即した形でとり得る方策をとっていくことですので、私どももそういったことにきちんと配慮し、市町村教育委員会にもお伝えしていきたいと考えております。

○小西和子委員 私もこの話を聞いたときに、子供の安全確保、これが一番だと思って、すごく心配になりました。先ほど財政措置もされるとのお話がありました。休業になる、本当に大変な生活をしている保護者の皆様方が休むとなったら、まず収入が減りますので、そちらも部局横断でやっていただきたいと思います。

それから、子供の貧困のことで前にもお話をしましたが、そういう家庭は給食で栄養をとっているのです。朝も食べないで来ます。給食時間になると、本当に夢中になって食べて、おかわりをして、そういう生活をしている。恐らく夜も十分に食事をとることがないのではないかと見ています。長期休業の後に体重測定をすると、必ず体重が減っているのです、涙が出るくらいなのですけれども。私は、長期休業よりも、長い間臨時休業が行われると、この子供たちはどうなるのだろうと思います。子ども食堂も、新型コロナウイルス感染症の関係で閉鎖とかも聞こえてきます。あとフードバンクかどこかと連携をとって食料を定期的に配布するのかなんとか。うちの部ではないよと言うかもしれませんが、これらの対応も部局横断でやっていただきたいと思います。

それから、実際に困っていますとの相談が寄せられています。まずは、新型コロナウイルス感染症蔓延によって修学旅行を延期したと。そうしたならば、経費の保護者負担が1.5倍に膨らんだと。どなたかにリストを渡しましたけれども、JRが延期後は特別割引にはならないので、倍いただきますといった感じの通知があるわけです。そのほかにもいろいろと加算されるのではないかと話もありますので、そういうのは県で出してくださいと言ってもかなりの人数ですし、国が補償しますと言っていますけれども、保護者の負担にはさせたくないとの現場の声がありますので、お伝えしておきます。

それから、短時間勤務の教員は、授業をして幾らの収入になりますよね。休校になると、収入がゼロになるわけです。その補償を何とかしていただきたいと思います。どのような契約になっているか、ちょっと私も定かではないのですけれども、よろしく願います。

子供の居場所、そこが一番かと思imasので、それをお願いして、先ほど教育長からお話をいただきましたので、これで終わりにしたいと思imas。

○柳村一委員長 答弁はよろしいですか。

〔「答弁はないの。短時間勤務の実態は」と呼ぶ者あり〕

○小西和子委員 短時間勤務のことは、答えられますか。

○山村教職員課総括課長 非常勤講師などについてでございます。今般の臨時休校に伴いましての扱いです。文部科学省にも確認しまして、当初の日数、時間数で継続して雇用することで考えております。

設置の目的がございますので、学力であったり、生活のサポートであったり、そういったことに関する業務をきちっとやっていただくことで、継続して勤めていただくようにしているところでございます。

○伊藤勢至委員 新型コロナウイルス感染症にかかわりまして、一国の総理大臣が初めて記者会見を開いて言った言葉、学校を休むと。要請ですよ。指導とか、勧告とか、命令とか、いろいろな言葉があるのですが、要請とは非常にスタンスの定まっていない言葉遣いです。要請ですから、判断はそちらのものですよと要請をしましたと。一国の総理大臣たるものが、このようなどうにでも解釈できる命令というか指示を出すことは、スタンスが定まっていない、逃げたのです。中国あたりから、日本と韓国の対応は生ぬるい、こういうことを言われて、泡食って、そうではないよと示そうとして急いだからなのです。

したがいまして、それぞれの判断で結構だともつけ加えています。ただ学校を休めば新型コロナウイルス感染症が拡大しないのか。中には、休まないでやった場合に、そこには絶対に感染がないと言えるのか。これは誰もわかりません。そうすると、少なくとも一国のあるじがこうしようと言ったものに従わないと、従うというか、方向を一緒にたどっていかないと、今は岩手県では出ていませんが、毎日人が動いている中であって、感染があり得ないことではないわけですので、そこは決めておいて、ただ最善の努力はしていくのだらうと思imasのです。したがって、私は岩手県の方向性としては間違っていないと思imas。

ただ、子供を人質にとったような言い方は、世の中が回っていかない。子供を育てるためには大人がいなければなりませんし、学校の先生方だって大人なわけでしょう。子供を育てる人がいなければ、子供は育たない。トータルの話をしていかなければいけないと思imas。

そういう中で、岩手県はそういう方向で行くと決めた以上、素早い情報をとりながら現地に流していく、そのことが最も大事なのであって、それでも今はゼロですけれども、発症する子も、あるいは人も出てくるかもしれません。

この前仙台市で発症した方は、ダイヤモンド・プリンセス号からおりて、新幹線で移動したようです。では、その仙台市まで行った新幹線車両の中に岩手県人が乗り合わせていなかったのか。4人の席に岩手県人がいなかったのか、わかりませんよ、これは。そうい

うところまで調べていないわけですから。したがって、これは本当の意味の国難で、誰にもわからない。したがって、誰がいい悪いの話ではないけれども、まとまって動くこと、めいめい勝手にやらないことが一番大事なのではないかと私は思っていますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤教育長 まさにこういった事態は、これまでも経験したことのない事態でありまして、要請の形ではありましたが、そういう中で、やはり現実的にとり得る対策をせざるを得ない部分がありました。それぞれの設置者、あるいは学校現場を支えていく立場に私でもありますので、情報収集に努めながらどういった形の支援ができるのかが、危機管理の要諦だと思います。とり得る対策をとりつつ、最前の努力を重ねていくことではないかと考えておりますので、そのように努めていきたいと思えます。

○伊藤勢至委員 小中学校では、給食を行っていると思います。休校により当然給食も休むこととなります。既にある牛乳をパックにして納入している業者さんは、1万2,000食分を廃棄したそうです。つまりきょう配達したものがきょう中に行き渡るわけではないので、1日、2日前にストックしている。あるいは、食料品納入の方々もそうでしょうし、あるいは給食をつくるパートの方も仕事がなくなる。特に三陸沿岸にありましては、東日本大震災津波以降、三つの台風を経験して、また今度はこれかと、こうなると、非常に経済的につらい立場になるのが目に見えているのです。ですから、そういうところの手当ても先回りをして考えていく。

もちろん子供も大事です。将来を託すのは子供です。だけれども、子供が一人で生きていくわけではないので、子供をサポートする親も大丈夫なように面倒を見ていく。こういうことも子供を人質にとったような言い方ではなくて、トータル、社会はいろんな、じいちゃんもばあちゃんも、私もその部類ですけれども、いくらか役に立っているのしょうから、そういうところも見て、もちろん私たちの命は孫にくれてやっても一向に構いませんが、そういう中で社会が成り立っているとの思いも持っていないと、偏った考え方はいけないと思えます。

ですから、学校を運営するいろいろな関係者が休むことによってどういう影響を受けるかを早く調査して、損害賠償というか、補助というか、そういうものをやらないと、日本の親分は言を左右にして言い切っていませんから、要請をただけで、やったのはあなた方でしょうなんて言いかねませんから。こういう被害がありますよとあらかじめつかんで早く対応したほうが良いと思えます。教育長の返事を聞いて終わります。

○佐藤教育長 先ほどもお話ししたように総務省ではリエゾンを派遣して、各地方公共団体の実態と伺いますか、さまざまな課題にどう対応していくか、情報収集を重ねております。そういったところをしっかりと国に伝え、しかるべき財政措置であるとか、万全の対策をとっていただくようお願いしてまいります。

○小西和子委員 すみません、聞き忘れたことがあります。詳しく言うと、修学旅行を春に予定していたのを秋に延期すると、保護者負担が1.5倍になるとのことです。そういう声

が結構そちこちから聞こえてきている。ほとんどの学校はそうではないかと思うのですが、県教育委員会はそういう状況を把握しているのかと、もう一つ、そういった状況に対しての措置を考えているのであれば、あわせてお伺いして終わります。

○小野寺義務教育課長 修学旅行の延期に伴う保護者負担についてであります。修学旅行を4月、5月に実施する予定している学校は、これは先週半ば時点の段階なのですが、中学校157校中125校であります。その125校のうち、そのまま4月、5月に実施する予定の学校が25校でありました。繰り返しますが、先週半ばの時点です。延期を決定した学校が64校、検討中の学校が35校、また隔年実施の学校が1校あるわけなのですが、令和2年度は中止し、令和3年度に実施するとの情報であります。延期を決定した学校では、現在日程や内容について調整中であるものと認識しておりますし、先週末以来、きょうに至って、また検討をしている学校があるものと認識しております。

費用についてですが、基本的に、総額としては各学校や教育委員会が設定する金額の範囲内で実施されるものと考えております。

なお、旅行行程の具体的な金額の増減については把握しておりません。今後必要に応じて市町村教育委員会と連携しながら情報共有するなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもってただいまの報告に対する質疑を終わります。

次に、新たな県立高校再編計画後期計画（案）について発言を許します。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 それでは、新たな県立高校再編計画後期計画（案）について御説明を申し上げます。資料でございますが、二つ御用意しておりますけれども、資料1の概要をごらんいただきたいと思っております。カラー版でございます。

1 ページの上段、枠の中の記載でございますけれども、県教育委員会では平成28年3月に10年間の新たな県立高等学校再編計画を策定いたしまして、これまで平成28年度から令和2年度までの前期計画の推進に取り組んでまいりました。今般令和3年度から令和7年度までの5年間の後期計画案をまとめ、2月3日に公表したところでございます。

次に、資料1の県立高等学校の現状と課題についてでございますけれども、少子化による生徒数の減少が進みまして、中学校の卒業予定者数は3年計画を策定しました平成28年3月の1万2,000人余りから計画最終年度の令和7年3月になりますと約9,850人と、2,000人以上の減少が見込まれているところでございます。また、比較的規模の大きい公立、私立の高校が設置されている盛岡ブロックへの志願者の集中のほか、地域を担う人材の育成が課題になっております。

次に、2の本県の施策に基づく後期計画についてですけれども、いわて県民計画（2019～2028）、岩手県教育振興計画、それから現在策定中の第2期岩手県ふるさと振興総合戦略においては、本県を担う人材の育成を施策の一つとしておりまして、この考え方を基に後

期計画を策定したいと考えております。

次に、3、後期計画の策定に向けた主な取り組みについてであります。平成30年12月から昨年8月にかけて県内9ブロックで各3回開催いたしました地域検討会議などで頂戴した意見をまとめております。地域検討会議では首長、市町村教育長など地域の代表の方々に御参加をいただきまして、少子化の進行について一定の理解をいただきつつも小規模校の存続、現在の学校、学科の維持、盛岡地区への一極集中の是正、少人数学級の導入といった意見のほか、生徒数減少の現状に鑑み、統合を進めるべきとの御意見もいただいたところであります。昨年度には、県内の全中学生を対象といたしまして、進路希望等に関するアンケートを実施しております。

また、平成29年度から30年度までの2年間、県立高等学校における生徒の多様な受け入れのあり方に関する検討会議を有識者の方々で実施いたしまして、県外からの生徒の受け入れについて及び通学区域について検討し、検討会議からの提言を踏まえまして、後期計画の検討をいたしました。県外生徒の受け入れにつきましては、これまでも葛巻町などでの山村留学等の取り組みに加えまして、来年度から5校拡大して実施することとしております。

また、通学区域については、現行8学区でございますけれども、その維持をする前提で後期計画案の内容検討を行ったところでございます。

資料2ページをごらんください。後期計画（案）の構成でございますが、IからIVまで記載のとおり、4部構成となっております。

次に、5番、後期計画の基本的な考え方についてでありますけれども、後期計画（案）は県立高校の現状と課題を踏まえまして、教育の機会の保障と教育の質の保証を柱としつつ、地域における学校の役割を重視した魅力ある学校づくりに向けて、生徒の希望する進路の実現と、地域や地域産業を担う人づくりの二つを基本的な考え方としております。そのため、(1)の進路実現に関しては、①のところですが、各ブロック内の学校規模をできる限り維持することで、学びの選択肢を確保すること。②ですが、進学や専門分野の深い学びを希望する生徒のために一定の学校規模も維持すること。(2)の人づくりに関しましてですが、①、地域の学校をできる限り維持していくこと。②ですが、多様な分野の学びも確保し、産業振興の動向を踏まえ、教育環境を整備していくこととしております。

次に、6、後期計画の具体的な取り組みでございますけれども、緑色白抜きの記載(1)ですが、先ほど地域の学校をできる限り維持すると申し上げましたけれども、1学年1学級校について、一定の入学者がいる間維持することとしております。また、7学級校等も維持することとしています。

1学級校についてですが、現在国のまち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づく第2期総合戦略の策定など、県内各市町村で地方創生の取り組みが進められておりますけれども、高校が地域の人材育成等に重要な役割を果たしていること、そして地域資源の活用など、高校と地域や市町村が連携して教育活動等が行われているところでございます。こうした

状況を踏まえまして、令和7年度までの後期計画期間は一定の入学者がいる間は1学級校を維持するという案にしたものです。

それから、7学級校等についてでございますが、県政課題である医師や弁護士など、専門的知識を身につけた、人材の育成に向けた学力の向上であるとか、あるいは産業教育の中心としての産業人材の育成の役割があるので、できる限り学校の規模を確保することによりまして、進学や就職など生徒の進路実現に向けて教育内容の充実を図っていきたいと考えております。

次に、具体的取組の(2)、(3)であります。今後の中学校卒業予定者数が減少していくこと等も考慮しまして、4地区で統合を予定しております。

まず、(2)の盛岡ブロックにつきましては、盛岡南高校と不来方高校の統合でございますが、これは盛岡市内の高校への生徒の集中を緩和すること、それから体育、芸術、外国語など特色ある学びを持つ学校について、学校規模の大きさを生かした先導的な取り組みができる、そういった教育環境を整備するものでございます。

(3)の地域の産業教育の拠点となる専門高校等の整備でございますが、社会情勢の変化に対応して、生徒が産業人材としての確かな基盤を育成できるよう専門分野の教育環境の整備を図るため、3地区での統合を行うものです。

まず、県南地域におきましては、水沢工業高校、一関工業高校及び千厩高校の産業技術科を統合しまして、規模の大きな工業高校を整備しようとするものです。県南地区では、自動車、半導体関連産業など産業集積が進んでおりまして、ものづくり産業を担う人材育成についての高等教育が担う役割への期待が大きいことを踏まえまして、工業高校を統合しまして、一定の規模を持ち、多様な基幹学科を持つ学校として統合しまして、産業人材のニーズに幅広く対応できるよう工業教育の充実を図るものであります。

次に、宮古ブロックにおきましては、宮古商工高校と宮古水産高校の統合を行うものです。宮古地域の物流基盤の整備等の状況を踏まえまして、水産、工業、商業、家庭の専門分野について、他の分野にも視野を広げた学びができるよう総合的な専門高校として設置をするものでございます。

また、二戸ブロックにおきましては、福岡工業高校と一戸高校の統合を行うことでございます。二戸地区では農林水産業等の地域産業を担う人材のほか介護福祉人材等の育成が求められていることで多様な専門見識のある一戸高校と工業科がある福岡工業高校につきまして、専門分野の学科等の機能を維持し、ブロック内の専門教育の拠点となる学校として設置しようとするものでございます。以上の4カ所の統合を計画案に盛り込んでおります。

次に、7の高校再編に関する基準等をごらんください。再編計画の全体計画では、近隣の高校への通学が困難な地域にある葛巻高校、岩泉高校、西和賀高校の3校を特例校に指定しまして、学校規模を2学級以上とすることの特例として、1学級になっても維持をするとしておりますけれども、後期においても特例校の指定は維持することにしております。

また、特例校以外の1学級校については、後期計画期間においては原則として維持することとしておりますけれども、特例校を含む1学級校については、入学者が2年連続して20人以下となるような場合には募集停止を考えまして、統合を検討していくことを考えております。

また、7の(2)でございますけれども、学校規模をできる限り維持すると申し上げましたが、計画には学級数調整は盛り込んでおりませんけれども、40人以上の欠員が生じた場合には、教育委員会の管理運営規則に基づきまして、学校減を検討することとしております。

資料3ページになりますけれども、これまで説明した後期計画の具体的なスケジュールを、8の後期再編プログラム総括表にまとめております。

次に、9番の後期計画期間後の再編の方向性についてでございますけれども、後期計画期間後となりますと令和8年度以降になります。生徒数の減少、学校の小規模化がさらに進行することが見込まれております。このために、後期計画期間後におきましては、教育の質の維持の観点から統合も検討が必要となつてまいりまして、1学級校についても統合について検討の必要が出てくるものと考えております。

また、今回の案には県南地域の工業高校等の統合案を盛り込みましたけれども、中学校卒業予定者数が減少していく中では、今後、農業、商業の学科についても専門教育の充実を図る観点からブロックを超えた統合も検討が必要になるものと考えております。

最後に、10番の後期計画策定までのスケジュールでございますが、現在パブリックコメントを実施しておりまして、3月13日まででございます。その後、5月頃を目途に地域検討会議、県民の皆様との意見交換会を開催する予定としておりまして、今後も広く県民の皆様から御意見を伺いまして、お示した計画案の内容を精査し、令和2年度内の策定を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 それでは、後期計画(案)に基づいて聞きたいと思えます。

7ページ、8ページのところで、県内生徒の学ぶ機会の確保への配慮等、一定の条件下で、令和2年度入試から制度化することにしましたと、こうなっていますよね。5校に拡大したのですか。そうすると、どこが対象になりますか。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 県外受け入れの御質問でございますけれども、これまでは葛巻高校であるとか、あるいは大迫高校、種市高校、それから水沢農業高校で県外からの生徒を受け入れておりますけれども、来年度からの高校は平館高校、住田高校、遠野高校、遠野緑峰高校、それに大槌高校の5校でございます。

○斉藤信委員 葛巻、大迫、水農、あとどこでしたか。

○柳村一委員長 種市。

○斉藤信委員 種市ね。この実績を示してください。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 実績については、少々お待ちいただきたいと思います。

○斉藤信委員 わかったら教えてください。

12ページ、(1)のところに、各地域における学びの選択肢の確保がありまして、こうなっているのです。後期計画期間中において一定の入学者のいる1学級校を維持しますと。1学級校を含む小規模な学校においても、生徒の進路希望の実現に対応できるよう、ICT等の活用による新たな学びを推進し、少人数教育も取り入れながら教育内容の充実を図りますと。大変重要なことがここに書かれていると思うのです。だから、1学級校を残すことも今回初めての提案だと思うし、あわせて進路希望の実現、少人数教育も取り入れながら教育内容の充実を図ると、この具体的中身を示してください。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 少人数教育でございますけれども、現在も県立高校において取り組まれているものを今後とも実施していくのですけれども、今県立高校では、特に小規模校においては多様な進路の実現、それから生徒の多様な学びのニーズ等を踏まえまして、小規模に限らず進路別の学習であるとか習熟度別学習、あとは教員を2人置くチームティーチングといったものが行われておりまして、その効果が非常に上がっておりまして、そういった部分をこれからも継続しながら、小規模校においても教育の質の充実を図っていこうとするものです。

○斉藤信委員 1学級規模の高校は、どうしても教員定数が限られるわけで、進学にも就職にも対応するといった場合には加配が必要になるのです。だから、恐らくここに書いている少人数教育も取り入れるとは、具体的に言えば進学コース、就職コースと、それを分けて指導できる体制の確保と思うけれども、そういうことでよろしいですね。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 今委員から御説明あったとおりでございます。実際に小規模校、1学級校、2学級校等におきましては一定の加配をした上で、少人数教育にも取り組んでいます。

○斉藤信委員 それでは、ブロックごとの課題についてお聞きをしたいと思います。

盛岡ブロックの、これ17ページ、18ページにあって、最大の目玉は一つしかないのですけれども、盛岡南高校と不来方高校の統合ですね。盛岡一極集中を是正すること、私はそれは必要なことだと思います。ただ、その結果、8学級規模の高校ができるとは、ちょっとやり過ぎではないのかと。だから、不来方高校の学級減も含めて、最大幅は7学級とすべきではないのかと。17ページのところで全日制課程では199人の欠員があって、今後さらに180人の減少が見込まれるのです。そういうことからいっても8学級ではなく、最大限7学級にすべきではないかと思いますが、いかがですか。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 盛岡地区の統合についてのお尋ねでございますけれども、現在不来方高校は7学級、それから盛岡南高校は6学級で合計13の学校規模になります。その学校を統合した場合で考えまして、7学級とする案もあり得るとは思いますけれども、スポーツにも芸術にも、それから学部を含め特色ある活動をしていくには、ある程度規模の大きい学校を設置したいので8学級としたものです。

○**斉藤信委員** 実は、平成28年の方針では、適切な学級規模は4から6だったのです。私は、これ正しくない、地域によって学級規模は違うのだと、その当時皆さんにも指摘をした。だから事実上、あなた方はこの方針を変えたのです。4学級から6学級が適切ではなくて、7学級までは妥当としても、8学級までいいのかになると思います、私は。だから、大きければ大きいほどいいとのことにはならないのではないかと。

それと心配なのは、紫波総合高校総合学科の4学科は後期計画で維持されると。これ何か難しいのではないですか、実際には。私は、総合学科のあり方は根本的にやっぱり検討すべきだと思います。中途半端なのです、総合学科は。実態としても総合学科の4学級の維持は難しいのではないですか。

○**藤澤特命参事兼高校改革課長** 望ましい学校規模の考え方でございますけれども、全体計画をつくるに当たりまして、高校計画の基本的方向を決めるのにも有識者の会議がございます。その中の御意見では、さまざまな多様な学科の学びであるとか、多様なコースの学びであるとか、そういったものには4から6学級程度以上が望ましいとありまして、他方で生徒が減るこの現状においては、全ての学校を県内において7学級にするのは難しい。そのあたりを考えまして、4学級から6学級以上を設定したのですけれども、盛岡南高校と不来方高校の統合に関しては、両方合わせてもある程度の規模になりますので、現状から減る学級数も考えまして、そういった案としたところでございます。

それから、紫波総合高校に関しまして、総合学科高校のあり方について御意見をいただきましたけれども、現在は4学級でございます。総合学科高校につきましては、さまざまな経歴がございますので、ある程度の学校規模を置いて生徒が選択できる形にしておく必要があると思います。そういったことで、紫波総合高校は前期計画の中で1学級減しておりますので、できる限り今の学校規模を維持して、今回の後期計画案の考え方にもありますとおり、生徒の進路を確保したいと考えております。

あとは、総合学科高校はさまざまな御意見がございます、1年生のときは全体で学び、2年生から多様な分野にわかれますけれども、そういった学びをしております。

○**斉藤信委員** 課長はいろいろ解釈をしているけれども、4から6が適正規模という方針を、今回の後期計画で変えたわけですから、それは実態に合わなかったのです。それは、私は率直に認めるべきだと思います、変えたのだから。だから、7学級規模も残すわけでしょう。盛岡第一高校、盛岡第三高校、そして盛岡工業高校。一定の根拠があると、私はこういう説明も受けました。こういう学校を残さないとかえって私立高校に流れると、ここの学級を減らせば。そういうことも私は現実問題としてあると思うので、7学級規模を残したことは、そういう意味もあると。しかし、不来方高校を8学級にするのは、ちょっと違うのではないかと改めて言っておきます。

それで、胆江ブロック、21ページ、22ページですけれども、ここは水沢工業高校、一関工業高校、千厩高校の工業科、これを統合して県南の専門高校の拠点をつくる、こういう提案でありました。これは、やっぱり慎重に合意形成をしないと大変だと、結果的には一

関地域か奥州地域かとなるわけです。そういう意味では、本当にその必要性和、どこに県南の拠点校を設置するかは、なかなかこれは地域間の利害関係にかかわるものですから、かなり慎重で柔軟な検討を要するのではないのかと。

あとは学校の立地状況。これは、新たな学校をつくるのではなくて、今の工業高校を基本的には活用すると、こういう方向ですか。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 まず、学校の統合については慎重にとのことですが、その点については委員御指摘のとおりと思っております。計画案でも令和7年度以降にしております、じっくり検討してまいりたいと思っております。さまざまな検討、用意が必要かと思っております。

それから、統合の形態につきましては、これまでずっと既存の校舎を活用する場合もあれば、対象校の校庭に校舎をつくる場合もありますけれども、今回はブロックを超えた統合でもございますので、さまざまな可能性をしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 今の学校校舎そのものを活用するだけではなくてさまざま検討するという話でありました。いずれにしても、私は今度の計画で一番難しいのは、この統合の課題ではないのかと受け止めております。同時に、トヨタ自動車東日本株式会社とか、製造業が集積している地域でもありますので、これは慎重に地域住民の声、また、何よりも生徒の声をしっかりと受けとめて、慎重で柔軟な議論をしていただきたいと思います。

それと、27ページ、28ページで釜石・遠野ブロックでありますけれども、27ページのところに、前期計画において統合を予定している学校については、令和2年度の入試状況等により統合時期を判断することとしており、その状況により記載内容を変更しますと。極めてこれ微妙で、結局前期のこの統合計画をこのまま引きずる形ですよね。私は、遠野高校と遠野緑峰高校は、それぞれ高校の魅力化に遠野市も含めてかなり取り組んでいて、実績も上げているところですから、前期計画で決めた統合が大前提でいいのかと。現在のそれぞれの高校や遠野市の努力をどのように評価しているのかをお聞きしたい。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 統合を延期しております遠野地区及び久慈地区でございますけれども、この両地区につきましては、平成30年度までの入学者を見て判断すると前期の計画の中に書いておりました。そこは、計画を平成28年3月に策定するとき、地域の方々の御意見を受けてそのように盛り込んだものでございます。そうしたことを踏まえて、平成30年5月にその2地区については延期をします。ただ、その延期をした際に、令和2年度の入試状況を踏まえて改めて判断すると申し上げておまして、その方針にのって、今回まだ未確定でございますので、このような表記をさせていただいているところでございます。

委員から御紹介がございましたとおり、両地区ともさまざまな高校の魅力化に向けた取り組みをしていただいていることは十分承知しております。

○斉藤信委員 結局、そうすると今年は令和2年度の入試状況、来年は令和3年度の入試状況で判断するということが方針上なるのです。せつかくの後期計画で、毎年毎年決断が

迫られるような計画でいいのかなと私は思います。後期計画であったら、やっぱり5年間のスパンで一定の方向性を出すと。令和2年度は、受験者数の状況はもう出ているわけだから、大体の見通しが出ているのではないですか、どうですか。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 令和2年度入試の状況でございますけれども、まだ推薦の合格者と志願者がわかっている段階ですので、この先4月、5月に入りまして、入学者が確定した後の判断になってくると思いますけれども、それでいきますと、遠野地区におきまして、遠野緑峰高校については二つの学科、30名弱の志願者と、推薦がおりませんので、志願者になっております。一方、遠野高校は100名を切っております。160名定員で100名を切っている状況。ただ、これはまた変わるかもしれない現状です。

久慈地区におきまして、久慈東高校は200人定員に対して推薦と志願者を合わせて170人弱ですが、久慈工業高校は2学科ありまして、40人定員ずつですけれども、それぞれ2学科合わせて80人に対しまして、今の状況の志願者が20人程度と大変厳しい状況であります。ただ、これは確定ではございませんので、もう少し様子を見てまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 前期計画で継続になった。統合が継続というか、延期になった。私は後期計画で、毎年毎年継続か統合か判断するのではなくて、やっぱり後期計画のスパンで、安心して学べる学校の環境をつくる必要があるのではないかと指摘しておきます。

次に、宮古ブロックの関係なのですけれども、29ページ、30ページなのですけれども、宮古商工高校が令和2年度から校舎制でつくられるわけです。そして、今回また宮古商工高校と宮古水産高校を統合すると。現地でかなり困惑をしているとの声を聞いております。また統合かと。その点では、これも地元の意見も聞いて慎重に検討していただきたいと。統合が前期、後期で連続するのが本当にいいのかどうか。その点をぜひ検討していただきたいと思います。

それで、統合計画は、先ほど私は水沢工業高校のところでも聞いたのだけれども、商業と工業、商工は校舎制だと。水産は水産でまた独自の海にかかわる学科ですから、これもまた校舎制で、三つに分かれて運営すると考えているのですか。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 宮古地区の統合校の形態については、統合の場合、一つには学校の一体感等を考えて、一つの校舎で学ぶことが望ましい面と、あとはいろんな施設の有効活用の面もあろうかと思えます。さらに加えて、全員が入るかどうかが校舎の収容定員や、あとは施設の老朽化の状況なども十分に検討してまいりたいと思えます。その上で、どういう形が望ましいかを、今後この案が成案となりました後に、しかるべき時期に統合検討委員会を立ち上げますので、県教育委員会としての考え方を示しながら、そういった場で意見を聞いてまいりたいと思えます。

○斉藤信委員 かなり微妙なことでありました。宮古商工高校自身が校舎制というかなり変則的な形で統合するのですよね。さらに、水産高校とのことで、私はここまでやるのだったら、きっちり一つまとまった学校をつくっていくことにしないと、とてもではないけ

れども、地域の方が納得できる中身ではないと思います。これは、問題提起であります。

32ページの久慈ブロックですけれども、久慈東高校と久慈工業高校も、これも令和2年度の入試状況等により統合時期を判断すると。その関係なのか、32ページの表を見ますと、総合学科5学科、工業科が2学科で、これ変わらないのです。今でも145人の欠員が生じて、さらに40人の減少が見込まれる中で、これは入学定員につじつまが合わないのではないかと思います。これは今度の入試状況だけでも、工業科は1学科では工業学科の特徴が生かされないと思うのです。せめて2学科を維持してこそ専門教育の充実が図れるのではないかと思います。その点、入学定員が全く変わらないこの計画でいいのかと。それと、工業科は統合するにしろしないにしろ、私は2学科規模が必要だと思いますが、いかがですか。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 まず、32ページの表でございますが、そちらは久慈地区、それから遠野地区も同様でございますが、まだ統合するかしないかが決まっておきませんので、統合がない場合の前提で書いております。統合がもし決まれば、この数字も、その内容に合わせて記載変更することとなります。そのため注意書きが書かれてあります。

それから、工業高校の1学科はどうかでございますが、確かに県南工業高校の設置の趣旨にもありますとおり、ある程度同じ工業分野において、たくさんの学科があったほうが、これは生徒にとっての学びの場として適切と思うのですけれども、一方で久慈工業高校は2学科ありますが、生徒数がかなり少ない状況でございます。今年度も先ほど申し上げましたとおり、2学科合わせて20人程度でございます。もちろん、まだふえるかもしれません。そうした中で、2学科80人の規模を維持することはなかなか難しいかもしれないこともあって、この案としております。そうしたこともこれから考えながら、取り組んでまいりたいと思います。

あわせて、先ほどの県外生徒のところ、申し上げてよろしいでしょうか。

○斉藤信委員 実績ですね。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 はい、申し訳ありません。4校で実施しておりますけれども、今年度で申し上げますと、水沢農業高校はゼロ人です。種市高校が2名。これは、隣接協定で入っている生徒が入っていない。隣接協定は、学区内と同様の扱いになります。それで入っていないことになるのですが、葛巻高校は6名。大迫高校は1名。大迫高校は、今年度から始めておりまして1名、そういうことでございます。

○斉藤信委員 そうすると、久慈ブロックについては、入試状況を見て、この表は変わるのですね。

では、最後ですけれども、二戸ブロックですけれども、これは福岡工業高校と一戸高校の統合もまたこれ大変な課題だと思っているのですが、二つ問題があると思います。一つは、統合して工業科が一つ、総合学科が三つですね。そうすると、私は専門高校としての役割がかなり薄まる、減少するのではないのかと思います。それでいいのかと。先ほど学校建設費で聞いたように、25億4,000万円かけて福岡工業高校を改修したわけでしょう。し

かし、使うのは1学科だけですと。これはちぐはぐではないですか。

二つ目にお聞きしたいのは、一戸高校との統合ですから、一戸高校の総合学科は三つ残すと。これも、校舎制を考えているのですか。それとも、主力は一戸高校になりますから、一戸高校に統合と考えているのですか。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 二戸地区の統合校のあり方でございますけれども、まず福岡工業高校につきましては、こちらも生徒数がなかなか厳しい状況でございます、これも今年度の志願者数で申し上げますと、2学科合わせて39人、まだこれからふえるかもしれませんが、そういう状況でございます。他方で、一戸高校の総合学科は志願者段階では98人でございますので、人数的には2学科を超えるほどの人数になっております。こうした高校の統合ですので、後期計画案では総合学科3に工業学科1の案とさせていただいております。

それから、福岡工業高校の校舎と一戸高校の校舎の使い方になりますけれども、こちらは福岡工業高校に実習棟がございますし、また校舎の新築も行いましたので、それらを両方活用しながら使用することを考えておりますが、具体的にはこの案が定まった際、さらに検討してまいりたいと思っております。

いずれ統合については、まだ数年先でございますので、その間、しっかりと活用してまいりたいと思います。

○斉藤信委員 一戸地域、二戸地域は本当に微妙な地域で、近い割には地域の思いが簡単でないところであります。そして、福岡工業高校は、さっきも言ったように25億4,000万円かけて改修したと。改修した途端に2学級から1学級というの、何か皆さんの取り組みに一貫性が感じられないところなのです。そして、今の説明を聞くと、どちらの校舎も活用とのことですから、校舎制を考えているのか。そういう統合でいいのかと。私はこの統合計画は、それぞれ生徒減少の中で出されたものではありますけれども、なかなかすばらしい統合にはなっていない。地域の思いもかなり複雑な感じがあるのではないかと。

そういう点で、今度の計画は、前期計画と比べると考え方もかなり変わってきました。1学級校を残す、小規模校を大事にするのと、一方でこういう新たな統合が出された。これは、単純な統合計画ではないと受けとめておりますので、しっかりと地域での議論を慎重に丁寧に繰り返し行って、しっかりした合意形成を前提にした後期計画がつくられるようお願いをして終わります。

○柳村一委員長 質疑の途中でありますが、再開後おおむね2時間が経過しましたので、この際3時15分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

○小西和子委員 今回の再編は、今までとはちょっと違って、一方的に押しつけるのでは

なくて、地域の声等を聞いた再編だったと思いますが、ただその中でもいろいろお聞きしたいことがあるので、お伺いします。

まず、保護者や地域の中から、やはり30人以下学級の早期実現が必要ではないかと、首長たちからも声が上がっていたはずなのですけれども、その考えについて、県単独事業としてどのくらいの予算を準備しなければそれが実現できないのかからお伺いします。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 県単独事業で少人数学級、35人学級を導入する場合の御質問でございますけれども、年間およそ20億円程度必要と考えております。

○小西和子委員 わかりました。校舎制のところをお聞きします。概要の3ページのところですが、宮古地区はやりましようねとなり、遠野地区と久慈地区の校舎制は令和2年度の入試状況等によって判断するとのことですが、どのような状況であれば継続で、どのような状況であれば校舎制に踏み切るのかをお聞きします。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 遠野地区と久慈地区も同様でございますけれども、平成30年5月に公表して判断した際には、その後の入学者の状況であるとか、あるいは市町村の取り組み状況といったものを勘案した上で判断していくことを示しております。特に具体的に何人以上だとか、そういった基準ではなくて生徒数の状況を見ながら判断していくことを申し上げております。

○小西和子委員 距離的なことからいっても、結構離れているところですよ、遠野地区もそうですし、久慈地区もそうですね。そういうこともあって検討しましようとのことで、まだ決定にはなっていないと捉えておりました。それぞれ独自で非常に活気のある取り組みをしている四つの学校だと思っておりますので、地域の声をしっかりと聞き取っていただきたい、これは要望です。

次に、専門学科の統合の提案があったわけですが、ここの考え方は工業関係の企業集積からきているのだらうと思います。人口減少の中で、沿岸地域、県北地域で、25歳から40歳の若い女性が男性の倍流出しているのは、皆様方御存じだと思います。工業高校にも女子が入るからいいのではないかとお思いでしょうが、何となく男子生徒中心の県政だなあと私は思いました。このあたりはどう考えているのですか。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 今回の計画案につきましては、産業人材の育成、今の限られた環境の中、産業人材の育成の観点で、よりよい教育環境を整えていくことを年頭に置いておりますので、男性、女性を問わず、そういった人材の育成に努めていきたいという考え方でつくった案でございます。

○小西和子委員 男性、女性問わずとは思いますが、やはり進学するときになれば、何となく男性のほうが工業高校には多く進むのかなといったこともございますので、そこは人口減少対策としてはいかがなものか。雇用の受け皿がなくて出ていっていますので、そこはちょっと後でまとめて教育長にお聞きしたいと思っております。

それから、2ページの下から2番目のところに、周辺の高校への通学が極端に困難な学校の取り扱いのところ、特例校が3校上がってしまして、ポツの二つ目は、直近の入学

者が2年連続して20人以下となった場合には、原則として翌年度から募集停止、統合とあります。首長会の方たちからも、ここは何とか柔軟に考えていただけないかと言われました。

地域に高校を残すことは、人口減少に歯どめをかけるとか、それから教育の機会均等を保障することからもすごく重要なことだと思っています。1学年1学級となる小規模校9校について、残すのはすごい英断だったと思います。その学校に子供たちが入りたいと思わせるために、さまざま取り組みが行われて、それぞれの学校で魅力化に向けて本当に大変な財政の中からいっぱいそちらに、予算をつぎ込んでいくわけですが、私はその自治体がやるのではなくて県がやるべきことではないかと思っています。苦しい財政の中から持ち出すよりは、県で人口減少対策のために、そこに高校を残していくのだとの構えが欲しいのではないかと思いますけれども、この直近の入学者が2年連続して20人以下となった場合には、原則として翌年度から募集停止、そして統合とのやり方をもう少し弾力あるものにすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 統合の基準の考え方についてでございますけれども、委員から御紹介いただいたとおり、今回はこれまで特例校だけに当てはめていた基準を1学級校にも広げており、何とか地域の学校を残したいとの思いでこの考え方にしたものでございます。他方であまりにも小さい規模の学校になりますと、幾らそこにさまざまな措置を講じて、ICTも活用し、教員も加配してやっていきたいと思っても、例えば1学年20人を切ってしまうと、その中でさらに習熟度別や、グループに分けてやりますと、数人ごとの学習になってしまいますので、それではあまりにも今後の就職あるいは進学をするに当たっての学びの場としてはいかなものかと思うところもあり、このようにしております。ただ、特例校の場合には他地域に通うのは難しいですので、慎重な判断は必要かと思うのですけれども、そういったことでこの基準を設けたところでありまして、こうした考え方はある程度必要なものかと思っています。

それから、地域検討会議においても、もちろん今御紹介があったような基準を緩和する意見もございましたけれども、ある程度基準を明確にして、統合するとするならば基準を示すべきとの御意見もありましたので、そういったことも踏まえてこの案としたものでございます。

○小西和子委員 高校再編フォーラムの開催がありました。その中でいろいろされた話の中に、いきなり高校になってから、いやいや地元の高校に入るべきと言うのではなくて、小学校であれば地域探検とか幼少時から地域と密接にかかわるさまざまな行事等に参加をさせたり、中学校になってもさまざまな行事と一緒に参加させたりするのがいいのではないかとの話がありました。やっぱりその地域に残って勉強したいと思わせていくことが大事であって、いきなり高校進学になった途端に、地域の高校を守るために入っちゃおうだいはならないと思うのです。ですから、高校再編とはいっても、小学校、その前は幼稚園、保育園のときからなのですけれども、地域が大好きな子供をつくっていくことも大事

かと思えます。

最後に教育長に、一学級30人、さっき35人とおっしゃいました。35人でも30人でも、少人数学級について、これからの展望です。岩手の教育を持続可能なものにするために、そのことと、それから若い女性が県外に流出しないような高校教育のあり方、専門校、専門学科等も含めて、それとあとは一律に20人以下になったから、2年したらやりませんではなくて、そのあたりを柔軟にできないか、また、幼少時から地域を愛するような教育が必要ではないか、その4点についてお伺いして終わります。

○佐藤教育長 4点御質問をいただきまして、また35人学級、岩手独自の取り組みについての提言もいただいているところでございます。ただ、この件に関しては、先ほど藤澤特命参事からも多額の財政需要が生ずることもあり、この高校標準法（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律）で算定されている、いわゆる交付税で算定されているところがございます。交付税の算定の仕方どうしても都市部に有利な算定方法に最近なってきたと。いわゆる効率性等を重視したような取り組みをしているところにトップランナー方式みたいな算定方法が導入されてきております。

本県は県土面積が広くて、そういった効率性だけでは対応し切れない部分もありますので、地域の実情を踏まえた形での加配措置であるとか、いろんな定数改善計画もつくっていただかなければなりません。そういったところを国に対しましても要望してまいりたいと考えております。

それから、専門校のあり方でございます。これは、特に女性の将来の地元定着に向けた考え方、いわゆる人口減少対策とも連動していくわけでございますが、ここは教育委員会だけではなかなか難しい問題だと思います。特に御指摘のあった県北・沿岸地域での雇用の受け皿は限られているのではないかと思いますし、最近では内陸部、県南部でも女性の就職先、例えば金融機関では支店の統合とかの形で、これまで採用されていた受け皿が減っていく動きもあるやに聞いております。そういった女性の雇用の受け皿を承知しながら、ここは商工労働観光部とか、いろいろ関係部と連携を図りながら、今まで教育委員会だけのようなこともありがちでしたが、知事部局とも、今回第2期岩手県ふるさと振興総合戦略で、岩手で暮らすの部分について教育関係を大幅に書き加えてもらいました。そういった意味では、幼少時期から、高校生になってからではなく、小さいときから地元を理解し、地元の課題等についてもしっかりと学びながら、地域課題に対して小さい子供の時分から意識を持っていただいて、そしてその中で自分の進むべき進路の実現に生かしてほしいと考えております。

最後、20人以下の管理規則等との関係でございますけれども、ここは今回の後期再編計画をつくるに当たって、ある程度将来の推移等も予測しながら行っております。地方創生、それからICT等の整備も進めていく中で、地域にとっての県立高校の役割は非常に大きなものがございます。そういったところが今回の9校、1学級校を残す方向にした背景にございます。そういった意味で、実際に20人を切るようなことが生じた場合は、地元市町

村等と地域の方々と、丁寧な議論を重ねながら検討していくことが大事だと考えております。

○小西和子委員 一つだけ、3ページのところの宮古商工高校と宮古水産高校があるのですが、水産とつく学校名は、これが最後ですよ。それで、どこの高校もそうなのですが、しっかりと地元の地域の声を聞いて、統合するかどうかを考えていただければと要望して終わります。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもってただいまの報告に対する質疑を終わります。

この際、何かありませんか。

○城内よしひこ委員 今年の冬休みに私の地元の小中学校でエアコンが設置されました。いよいよ高校でも入れたらいかかと思うところでもあります。それは、クーラーが設置された環境を経験した子供たちが高校に行って、こんな環境で勉強できるのかとますます高校離れが進んでいくのではと思っているのですが、今後のエアコン設置はどのように考えているのか。早晚金がないからやらないとの話にはならないと思うのですけれども、考え方をどのようにお持ちかお伺いします。

○新田学校施設課長 県立高校へのエアコンの設置についてでございますけれども、生徒等の熱中症対策の観点から極めて有効だと考えておまして、小中学校と同様に整備を進めていく必要があると考えております。

そこで、令和2年度の当初予算におきまして、普通教室等への整備に係る設計費を計上しているところございまして、令和3年度以降、計画的に整備を進めていきたいと考えているところでございます。

なお、導入に当たりましては、相当程度の財政負担を伴うことが考えられますので、その財源には充当率の高い有利な起債を活用したいと考えておりますが、引き続き国に対して地方財政措置の拡充の要望をしていきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 わかりました。ぜひ一日も早く、淡々と進めていってほしいところです。

あと、先ほど御紹介した小学校に設置している設置業者とお話をする機会がありました。早い段に設置をしたかったのだけれども、令和元年台風第19号の災害があったりして、物がそろわなかったと言っていましたし、若干値が高額だったとのこと。ですので、これからも計画的に導入していただければと思います。そして、先生方からも、私たちのところにはエアコンが設置されないのでしょうかとの質問を受けました。県教育委員会には先生方の応援をする先生方もいらっしゃいますが、子供の環境もさることながら、教える先生方の環境も随時整える体制をとってほしいと思い、要望して終わりたいと思います。やる気はありますか。

○新田学校施設課長 委員おっしゃるとおり、熱中症対策、これは大人も子供も同じだと

思っております、その観点から、普通教室以外の諸室の整備についても同様に検討をしっかりと行いたいと思っております、基本的には普通教室を優先的に整備する方針ではありますが、ほかの特別教室であるとか、トータルの部分で来年度設計を踏まえまして、学校側とも十分協議をして、設置箇所等について検討してまいりたいと考えております。

○齊藤信委員 教員の1年間の変形労働制、この問題に絞ってお聞きをいたします。

12月委員会でも、これは強行採決された直後質問しましたが、この間文部科学省の通知も出ているようです。県教育委員会として、この変形労働時間制導入の是非を含めて、どのような調査検討をしてきたかを示してください。

○山村教職員課総括課長 この制度は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正によりまして、令和3年4月から施行されるものでございます。制度の詳細については、今後国から通知されるとのことでまだ来ておりません。

県教育委員会としましては、長時間勤務による教職員の負担を軽減するためには、まず私どもの働き方改革プランを着実に推進していくことが最優先であると考えておまして、この制度の導入については、学校現場の実態をしっかりと把握しながら、慎重に対応を検討していきたいと考えております。

○齊藤信委員 導入について慎重に検討と、当然だと思いますけれども、これに前提条件があるのですね。恒常的な超過勤務がないことが、この変形労働制導入の前提なのです。教員の場合は、恒常的な残業どころか、異常な100時間を超える残業が恒常化していると私は受け止めておりますけれども、どうですか、今教員の超過勤務の実態、どうなっていますか。導入の条件など、私はないのではないかと思うけれども、その点はいかがですか。

○山村教職員課総括課長 教員の時間外勤務の状況でございますけれども、働き方改革の取り組みを進めております。その過程で具体的な成果も出てきておまして、四半期ごとの取りまとめ等もしておりますけれども、第3・四半期には前年度に比べて時間外勤務が減ったような成果もあらわれてきております。ただ、目標に掲げているところには至っておりませんので、さらに取り組みが必要だと考えています。

また、変形労働制につきましては、労働基準法の解説書、これによりまして、今委員がお話しになった恒常的に時間外勤務が行われていない事業が対象だとの解説もございます。そういった解説もございますので、国の詳細な通知等も見まして慎重に検討していきたいと考えております。

○齊藤信委員 これは皆さんが父兄に渡している、学校の先生は大変なのですとの内容のリーフレットです。私は、大変なことは全く認識しておりますけれども、この中に働き方改革プランを策定しましたとあります。平成30年度、80時間以上は前年比3割減、100時間以上は前年比半減にするとの目標でしたが、この結果はどうなっているのでしょうか。令和元年度と2年度は、これまた80時間以上はさらに3割減、そして100時間以上はゼロにするとの目標です。令和元年度の第3・四半期までの実績を示してください。

○山村教職員課総括課長 教員の時間外勤務の状況でございます。平成30年度は、時間外

勤務が80時間以上の教職員の割合、これを目標値にしておりますが、基準年としている平成29年度が8.8%だったのに対し、平成30年度は9.6%と増加してしまっております。今年度、令和元年度は、第3・四半期までの合計では10.9%に増加しているのですが、第3・四半期を見ますと、前年度、平成30年度が11.2%だったのが7.5%と3.7ポイント減っております。平成30年度の途中でタイムカードを導入しまして客観的な把握が進んだ等もあり、時間がちょっと変わっておりますけれども、第3・四半期についてはタイムカードを導入したので、去年とことしを比べることができておりますので、そこを比べましても3.7ポイント減っております。

○齊藤信委員 100時間以上はないの。今のは80時間以上のことでしょう。

○山村教職員課総括課長 ちょっと80時間以上の数字を持っておりまして、80時間以上でお答えを示しています。

○齊藤信委員 皆さんのリーフレットにちゃんと書いてあるのです、80時間以上、100時間以上、それで私聞いたのです。平成30年度は減るどころかふえたと、こういうことですよ。第3・四半期までは、去年と比べれば減っているけれども、それでも10.9%で、パーセンテージからいくと、決して低くない。私は大変な実態だと思います。こういう実態は、今はもう学校の現場に変形労働制の導入の前提がないのではないかと感じます。県の場合は、県が条例制定をするかしないか、これが一つ問われるのです。小中の場合も。だから、小中の教員の場合も、県立学校の場合も県の条例で決まりますから、これは選択制です。やってもやらなくてもいいのです。私は、やるべきではないし、やれる条例制定をする条件が、少なくともこの1年間は、そういう条件が埋まらないのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○山村教職員課総括課長 最初にお答えしましたとおり、長時間勤務を是正するのが最優先でございますので、まずそこに取り組んでいきたいと思っております。この制度の導入に当たっては、学校の実態をしっかりと把握しながら、慎重に対応を検討したいと思います。

○齊藤信委員 それで、残業なしの基準が、指針の形で法的にも位置づけられたと。それは月45時間、年間360時間です。ですから、この月45時間を超えている状況ではだめなのです。この月45時間を超えている教員の実態は把握されているのでしょうか。

○山村教職員課総括課長 45時間につきましても数値を把握して、確認しながら行っております。ちょっと手元に数値がございませんけれども。

○齊藤信委員 把握しているのであれば、必ずそれを示してください。これは大変大事なことです。この指針をクリアしないと、そもそもこれは導入できませんので。実態はどうなっているのか、把握しているならぜひ示していただきたい。

それで、県立学校にはタイムカードが導入されました。しかし、小中学校は、これ1月7日付の新聞でしたけれども、今年度17市町村教育委員会が実施していると。半分ちょっとです。小中学校は盛岡市を含めてまだ未導入。そうすると、小中は勤務時間が把握できない状況になるのです。だから、ますます変形労働時間制の導入の根拠は、現段階では全

くないのではないかと。総括課長が言われたように、働き方改革プランを真剣に取り組んで、異常な超過労働をやっぴり大幅に減少させることが今の課題だと。そこをはっきり言ったほうがいいのではないですか。導入の条件がないと。言えないですか。

○山村教職員課総括課長 お答えしているとおり、まず働き方改革プランを着実に実行して、超過労働を削減していきたいと思っておりますし、導入に当たっては、まず学校現場の実態が第一でありますので、その実態をきちんと把握して、その上で慎重に対応していきたいと思えます。

○斉藤信委員 慎重な答弁が続きました。

それで、実は教員の変形労働時間制は何が目的か、夏休み等にまとめて休日をとることが目的なのです。そのために、いわば閑散な時期、忙しくない時期があると私は思わないけれども、そういう時期に1日10時間労働を認めるとのこと。客観的に夏休みに休日のまとめ取りをするのは、この変形労働時間制でなくてもとれるし、実際にとっているし、そういう夏休みの業務削減は必ずやるべきだと思いますが、いかがですか。

○山村教職員課総括課長 夏休みについても業務の削減をしていかなければならないと思います。通常の時期についても、業務の削減に努めなければなりません。全体として学校での働き方改革を進めなければならぬと考えております。

○斉藤信委員 では、簡潔に聞きます。変形労働時間制を導入しなくても、いわば休日のまとめ取りは夏休み等にとれると。だったらこの変形労働時間制はそもそも要らないことになるのではないですか。いかがですか。

○山村教職員課総括課長 夏休みに休暇をとることは、今の休暇制度でも可能でございます。国の説明によれば、夏休みなどの長期休業中の教員の業務時間が通常の期間よりも短くなる傾向があることに鑑み、かつて行われていた夏休みの休日のまとめ取りのように、集中的に夏休みに5日間程度と国は説明しておりますけれども、夏休み中に5日間程度の休日確保することを可能にするための制度だと説明しております。

○斉藤信委員 かみ合わないのは、10時間労働制を導入しなくても、5日程度の夏休みのまとめ取りができるし、やっているでしょう。そのことを私は聞いているのです。この法律要らないと。5日程度の休日のまとめ取りは、この新たな制度を条例まで制定してやらなくてもできますよ。やらなければだめですよ。できないですか。

○山村教職員課総括課長 先ほどもお答えしましたとおり、今の休暇制度でも休みはとれます。

○斉藤信委員 今の議論で、私ははっきりしたと思うのです。1日10時間といった、8時間労働制を壊すような、こんな超過勤務を野放しにする制度は絶対に導入しないで、しっかりと休みがとれる取り組みこそ、皆さんの言う働き方改革プランでやっていただきたい。

最後に聞きますけれども、残念ながらこの働き方改革プランは、うまく進んでいません、先ほど聞いたように。私は、思い切った業務の削減が必要なのだと思うのです。私は何度も取り上げているけれども、その最たるものは県版の学力テスト、岩手県小中学校学習定

着度状況調査です。この県版の学力テスト、全国的にはやっていないところもあるのですから。小学校でいくと30県、中学校でいくと32県だったと思うけれども、やっているのは。だから、十数県はやっていない。そして、県版の学習状況調査は、学校の先生が採点するので、大体採点に10時間から12時間かかると岩手県教職員組合の調査結果でありました。テスト漬けにする、そして教員にも負担を押しつける、全国でも決して全てがやっているわけではない。私は、この見直しを強く求めてきましたけれども、この間の県教育委員会の答弁は、調査をしていると、市町村教育委員会と意見交換をしていると、その実態を踏まえて対応していくとのことでしたけれども、どういう調査をして、その結果はどうか。市町村教育委員会との意見交換、協議はどうなっているのか示してください。

○小久保学校教育課総括課長 県の学習状況調査に関するお尋ねでございます。

この調査については、改めて繰り返しませんけれども、大きく二つ、将来を見据えて、今身につけるべき学力を問題として示す、それからつまづきを顕在化して授業改善をしていく趣旨で実施をしていることでありまして、こうした趣旨について、それから適切な活用については、この2年間私も研修や会議、調査の結果公表の際に丁寧に説明をしてきました。それから、県として市町村の平均点を公表しないとか、それから不適切な活用をしないといったことも指導してきたところでございます。

他方で、市町村においての調査の実態があることも踏まえまして、今御紹介いただきましたけれども、県としては市町村で行われている調査について取り組みを分析してきました。書面で調査を行って、実際市町村で行っている調査の学年ですとか教科については把握をしています。平成30年度に、調査を実施している市町村は、小学校に関する調査は33、中学校に関しては28でしたが、今年度の調査によって小学校では29、中学校では27になっております。

この調査結果も踏まえまして、今般市町村との意見交換を始めたところでございます。2月の市町村教育長との会議において、こうした調査のあり方に関して言及をしたところでもあります。本格的な直接の意見交換につきましては、来年度からにはなってくると思いますけれども、そうした調査、それから調査を含めた子供たちの学力の育成のあり方について、今後意見交換を進めてまいりたいと思います。

○斉藤信委員 これで最後にしますけれども、実際に働き方改革プランで目に見えるような超過勤務の減少ができていないわけです。だから私は、県が襟を正して、範を示して、大幅に業務削減をすると。そのためには、県が実施している県版学力テスト、全国でもやっていないところが十数県もあるのだから、私はそのことを考えるべきだと。

公表していないと言うけれども、市町村教育委員会では、全部学校の先生方には公表しているのです。だから競争されるわけです。

そういう意味でいくと、今お話を聞くと、小学校、中学校、市町村の実施も減ってきましたね。これはいいことだと思うのです。国もやる、県もやる、市町村もやる、これは本当に異常で、フィンランドの例を出すまでもなく、フィンランドは、14歳まで人と比べる

ような試験はないと言われているのです。それで、世界一と言われる学力を身につけている。だから、テストをやらなければ学力が身につかないと、これは神話なのです。そういう意味で、そういう労力ではなくて、一人一人に行き届いた余裕のある教育を保障することにこそ、今働き方改革、教育のあり方の改革の焦点があるのではないかと、このように思っていますので、最後に教育長に。この点は大変大事な課題ですから、私は知事にも聞こうと思っていますので、まず教育長のこの点についての認識を伺います。

○佐藤教育長 先ほど小久保課長からも答弁しましたが、競争になってしまっている実態、そこはあってはならないことでありますので、私どもはあくまでも授業のつまずきの顕在化であるとか授業の改善につながる調査の趣旨で取り組んでおります。

ただ、一方では国の学力調査、県の学力調査、そして市町村のテストと、重複しているところもありまして、そういったところは見直しが必要ではないかと、市町村の取り組み状況について分析を進めながら、それを踏まえて市町村教育委員会と、あり方について意見交換を始めました。そして、本格的な協議について、来年度からしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○山村教職員課総括課長 先ほど御質問がありました時間外超過勤務時間が月45時間超の教員の割合でございます。45時間超については、国のガイドラインに規定され、今年度から取り始めたデータでございますが、第3・四半期までで45時間超の教員の割合は31.8%になっております。

○斉藤信委員 これはどこの学校で。

○山村教職員課総括課長 県立学校全体の平均でございます。

○小西和子委員 1点目です。客観的な勤務時間把握についてなのですが、労働基準法でも定められている客観的な勤務時間把握がなされていない市町村の小中学校がまだあるようですけれども、上限ガイドラインの指針化に伴った客観的な勤務時間把握の整備は急務と考えます。次が問題なのですが、整備がされていない市町村には加配、スクール・サポート・スタッフやすこやかサポート、学校生活サポートを配置しないと文部科学省方針が示されております。勤務時間が把握されず、加配も削られるとなれば、学校現場は非常に危険な、危機的な状態となります。全市町村で客観的な勤務時間把握が確実になされるよう、県教育委員会としてはどのような対策を講じているのかお伺いします。

○山村教職員課総括課長 客観的な勤務時間の把握についてであります。学校における勤務時間の把握、管理は、労働法制上、校長や服務監督者である県教育委員会、市町村教育委員会に求められる責任であります。県教育委員会では、市町村教育委員会との意見交換の場や導入状況の調査等を通じて、各市町村教育委員会に対し、繰り返しタイムカードなどの速やかな整備について働きかけを行っているところでございます。1月末にも市町村の担当者を集めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正の説明会がございました。その場で私からも、改めて客観的な把握についてお願いをしたところでございます。

○小西和子委員 新聞報道では、先ほど斉藤委員がお話をしましたように、17市町村とありました。さまざま法律が変わるとのことで、私が東京で話を聞いたところによりますと、岩手県の教育委員会の皆さんは持っていらっしゃるけれども、岩手県版のさまざまな取り組み状況の一覧がありまして、それは県の取り組みを入れて14となっているのです。このことから、SSS、スクール・サポート・スタッフや生活サポートやすこやかサポートや教員の加配は入らないと捉えてよろしいのですか。

○山村教職員課総括課長 令和2年度の御紹介のあった加配の配置に当たっては、客観的な把握が行われていることが前提とされるとのことでございます。文部科学省に確認したところ、現在把握が行われていない学校の場合、令和2年度中に客観的把握のためのシステムであるとか、そういったものの計画を策定する場合は配置ができますので、県教育委員会では市町村教育委員会に対してこの旨を伝えまして、加配を希望する場合は導入の計画を策定するように求めているところでございます。

○小西和子委員 この情報は、割と早く私どももつかんでおりまして、盛岡市長とたまたま新年にお会いする機会がありましたので、教育長にも市長にも話をしております。慌てて導入するのではと思う動きはありました。とにかく一番困るのは現場です。子供です。教職員です。ぜひ導入に向けて強く働きかけていただきたいと思っております。

次、上限ガイドラインの指針化でございます。本来であれば、条例をつくらなければならなかったのではと思いますけれども、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の7条、上限ガイドラインの指針化が今年4月1日から施行されます。それにより、教員の在校等時間の上限が月45時間、年360時間となります。しかし、現状を見ると、このままでは到底守ることはできません。先ほど県立学校時間外勤務の話がありましたけれども、2017年度は月80時間以上、100時間未満の教員の割合は4.1%、2018年度は4.8%、今年度第3・四半期までは5.7%と、どんどんふえ続けておりまして、100時間以上の教員の割合も同様にふえ続けていると聞いております。こんなことでは、とても月45時間、先ほど平均は出ましたけれども、年360時間をクリアすることはできないと思います。この上限をクリアするための県教育委員会としての具体的な策を伺います。

○山村教職員課総括課長 県教育委員会としては、国から示されました方針、指針等を踏まえまして、教員の業務量の適切な管理を実現するために、いろいろな業務のスクラップ・アンド・ビルドを進めながら、働き方改革プランに掲げる取り組みを着実に推進していくことが重要であると考えております。さらなる負担軽減を図るためには、先ほど斉藤委員からも御紹介いただきましたけれども、役割分担等についても、地域や保護者の方からも理解いただきながら進めていかなければならないと考えておりますし、職員団体等の関係団体とも議論をする機会を設定するなどして、引き続き検討していきたいと考えております。

○小西和子委員 かなり厳しいものを突きつけられているのではないかなと思います。

先ほど斉藤委員からも、県学習定着度状況調査の話がありました。今年度の学習定着度状況調査、ひどかったですね。担当の課長がうなずいています。まず、最初の試験が始まる直前まで、差しかえ、差しかえがありました。それから試験が終わりました。採点になりましたが、その分析が前よりも細かくなって、採点をする教職員は非常に苦労していたし、時間をとられたと現場から声が上がってきております。そして、この学力調査が役に立っていると思っている教職員は、まずいません。これがなくなったら、本当に子供に向き合って授業ができるのにとの声が大きいです。

そこで、文部科学省から、こういう学力調査は一元化しなさいと通知が出ているのです。前にどなたかにその文書をお見せしたことがあるのですが、文部科学省も一元化を求めているのです。国でやって、県でやって、市町村もやるなんて、そんな必要はないと。どれか一つにしなさい、やるとしたら一つに、やらなくても大丈夫なのですから。これを申し添えておきます。

次、新たな教育施策の導入についてです。2020年度から小学校では英語の教科化、プログラミング教育の導入、小中学校においてはキャリアパスポートの導入と、学校現場の業務量の増加が見込まれています。スクラップ・アンド・ビルドと聞こえはいいのですが、実際のところはビルドばかりになってしまっているのが現状であります。別の何かを大胆に削減していかなければ、先ほどの45時間、360時間の上限を守ることは到底不可能と考えます。これらの導入に伴い、県教育委員会としては何を減らすつもりなのか伺います。

○山村教職員課総括課長 県教育委員会では、働き方改革プランに基づいて、これまでも教職員等のメンバーによるワーキンググループにより業務削減や改善等について検討、実現に取り組んできました。教員がその本来業務に集中することができるようにするためには、必ずしも教員が担う必要がない業務等について、適切な役割分担を今後さらに進めることが重要であると考えております。県教育委員会では今年度、先ほど斉藤委員から御紹介いただいたとおり、地域、保護者向けに働き方改革の趣旨や取り組みについて説明するリーフレットを作成し、PTA等に配布をお願いしたり、あるいは部活動の関係団体に直接出向きまして、大会等の精選や教員が行う業務の負担軽減などについても直接協力依頼を行っております。今後もこの取り組みを進めて業務の削減、働き方改革の実現に努めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 役割分担は、すごく重要だと思います。県民との意見交換会があったときに、こういう話をされたのです。何か困っていることとかはないですかと話をしたときに、先生方が部活の場所の鍵を開けないので、わざわざ鍵を開けに行かなければならないのですよとおっしゃった方がいらっやいまして、まだまだ理解されていないのだなと思いました。教職員の働き方がこうこうで、だから部活の保護者会がこういうことを行いましょうではなくて、何だか先生方が楽をするために部活動の場所の鍵を開けに行かなければならないととられていると、すごく残念でありました。やはりチラシを配布するだけではなく、ちゃんと学年会なりPTA総会なり、そういうときに教職員の働き方はこ

うこうで、このままだと教員になる人がいなくなってしまうかもしれませんとお話をさせていただければありがたいと思います。

今の質問に対しては明確な答えがなかったのですけれども、今までやってきたことと同じことをやっても、360時間を12で割ったら30時間なわけです。みんな30時間以上超過勤務していますよね。それで先ほどお話をした学習定着度状況調査、学力・学習状況調査も、あれも要らないと思います。練習をして一生懸命順位を保っている県もありますけれども、それは無意味だと思います。

あとは、小中学校にだけ学校公開があるのです。あれは要りません。学校公開をやるより、子供と向き合って授業をする時間をふやしてほしいです。平均時間で2時間18分、OECDの各国の平均よりも1週間に2時間18分、授業時間が短いという結果が出ております——授業時間というか、子供と向き合う時間が短いとの結果が出ていることは大きいです。何のために教育があるのだらうというふうに思いますので、大胆な削減をするべきだと思いますけれども、ここは教育長、お願いします。

○佐藤教育長 改革プランを掲げて、それに取り組んできたところでございます。また、このプランの実現に向けて、業務改善の削減のワーキンググループを立ち上げておりまして、そこから具体的な提案についてまとめて、そしてそれを学校現場にお示しをしている状況でございます。

先ほども県立高校におきましては第3・四半期について、前年度の11.7%から7.5%まで3.7ポイント下がったとお話ししましたが、実はその前の過去5年間の平均よりも、さらに今回は下回ったということもございます。そういった形で、徐々に県立高校については成果が出始めているというふうには捉えておりますし、あとは小中学校についても、そういったワーキンググループの具体例等を示しながら、そして漫然と今までやってきたことを継続するのではなく、やはりそこは見直しに、取り組んでいただくようお願いしていきたいと思います。

○小西和子委員 ワーキンググループからの提案で、いろいろ取り組んでこられたことは承知しております。

スクラップ・アンド・ビルドですが、なかなかスクラップは進まないで、ビルド、ビルドと、新たな教育施策のことが目立っておりますので、何としてでも上限ガイドラインの指針化もそうですし、皆さんが打ち立てました岩手県教職員働き方改革プラン、持続可能な教育環境の実現に、持続可能な、ここがみそだと思います。このままだと持続不可能になってしまいます。教職を目指す方がいなくなってしまう、こんな働き方だと。先日も現職死亡がありました。何だ、命をかけてやるような職になんかつきたくないやと思うのが普通ではないでしょうか。

では、最後にスクールロイヤーについてお伺いしたいと思います。学校現場にはいろいろな問題が起きてきまして、保護者の方からの強い発言があり、それが毎日寄せられたり、過去には担任の自宅に真夜中に何かの電話をかけてきたりといったようなこともあったの

です。そこで、スクールロイヤー、今年度でしたか、そのスクールロイヤーの質疑をしましたけれども、2020年度から各都道府県にスクールロイヤーを配置するとの報道が朝日新聞にありました。岩手県の配置予定の状況はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○山村教職員課総括課長 スクールロイヤーについてであります。文部科学省の通知によれば、文部科学省がやった調査で、市町村教育委員会の多くが首長部局が契約している顧問弁護士等に相談すると。そのような法的なことであるとか、対応が難しい事案については顧問弁護士等に相談する例が多いのですが、初期対応にタイムラグが生じてしまうなどの課題が明らかになったとのことであり、これらに対応するため、来年度から普通交付税措置が講じられることになったと承知しております。

スクールロイヤーの配置に当たっては、学校において適時的確に法務的な相談ができる体制の整備が必要と考えておまして、市町村教育委員会など関係機関と協議、調整を図りながら、配置に向けて検討していきたいと考えております。

○小西和子委員 人数等は、まだはっきりわからないのでしょうか。

○山村教職員課総括課長 配置やその業務内容については、今後検討してまいりたいと思います。

○上原康樹委員 シンプルに国語の授業について伺います。

小西委員から英語教育に関連してスクラップ・アンド・ビルドの言葉が出ましたけれども、そういう英語教育の波の中で、日本の国語教育はしっかり授業として確保されているのでしょうか。お願いします。

○小野寺義務教育課長 国語教育についての御質問でございます。

授業につきまして、小学校1年生から全ての学年において適正な時間を確保しております。

○上原康樹委員 その時間は、5年前、10年前と比べて減ってはいないのですね。

○小野寺義務教育課長 国語の時間についてでございますが、5年前、10年前と比べて減っているとは捉えておりません。

○上原康樹委員 小学校の場合、週に何時間の国語の授業がございますか。

○小野寺義務教育課長 小学校の場合、年間、第1学年で306時間ですので、週——ごめんなさい、計算させてください。

○上原康樹委員 その時間の中に、作文の時間はどの程度確保されていますか。

○小野寺義務教育課長 その306時間の中に作文の時間がどの程度あるのか、具体的な時間については把握しておりません。

○上原康樹委員 なぜこんな話をするかという、自分の気持ちや考えをきちんと言葉に変換して、さらにそれを声に出して他者に伝える訓練は、国語授業の中から生まれてくるのが大きな要素として認識されると思います。日頃の親との会話、友達との会話も非常に重要ですけども、授業という公の場で自分の思いをつづった文章を発表する、人に聞

いてもらう、声にする、こういう訓練の中で、初めて人と人とのコミュニケーションの基礎も育まれてくると思うのです。こういうところがおざなりになっていくと、部活動で先生がいきなり体罰に出てくる。なぜか。生徒の心に届く言葉を選んで生徒に思いや考え方を論理的に感情的に発信できないからです。だから、げんこつになるのです。そして、生徒によっては気持ちが折れて自殺に走ってしまう子も出てくる。さらに言えば、そうした自分たちのしたことに対して反省の謝罪を言葉にできない。言葉にできないから、謝罪はできませんと逃げる。こういう仕組みになっていくわけです。

だから、今いろいろ教育の現場でも起きている人と人とのすれ違いですとか、衝突ですとか、そういうものは、まず日本語教育の欠如があるからだとは私は思っています。もっと言えば、多くの人々に説明する能力がないから、いきなり、あすから、では学校を全て休校してくださいとの要請にもなってしまう。人を説得できる力は、小学校の教室の中から少しずつ成長していくものなのです。それが最後に集大成になって、国のトップの言葉になるのです。国から受け取ったその要請を、ただどうしよう、どうしようとおろおろするだけでは、それもまた皆さんの自分たちの考えや思いをしっかり表現して、理不尽なものを押し返して、これが岩手の教育委員会の考え方なのだと、それをしっかりと自主的に表現できないことにもなるのです。

だから、そうならないためにも、今から小学校の国語教育では自分の思いをつづる、それが本当に相手に通じる日本語なのか声にしてみる。そして相手に批評してもらう。先生に褒めてもらう。そういう国語の時間がとても必要だと思います。この国語教育に巨額な予算は必要ないかもしれない。必要なのは、先生たちと子供たちの相互の分厚い交流、相互信頼の時間の中で国語教育が育まれていくのだと思います。教育長、御所見を。

○佐藤教育長 国語教育の重要性は、私もそのとおりでと思います。また、例示された今回の新型コロナウイルス感染症の対応についてはさておいて、論理的に物事を考えて、そしてそれを相手に伝える資質、能力は当然大事でありますし、今後さらにICT化とか世の中の変わっていく中では、コミュニケーション能力の低下、ICTとかスマートフォンなど、便利になり過ぎて、きちんとした自分の意思を相手に伝えることがおろそかになってきているのではないかと思います。しっかり相手の考えを伺いながら自分の考えも伝え、そしてその中から意見の違うところについては、なぜ違うのか、そこから本来あるべきことをお互いの意見を尊重し合いながら、例えばルールをつくっていくとか、いろんなあるべき姿についてお互いを高めていくのがまさに教育であろうかと思います。

そういった意味で、作文の作業で自分の思いをつづることは非常に大事だと思いますし、またそういったところをしっかりと育てていくためには、SNSとかスマートフォンによる、ある意味で限られた中から、本当に正当なる情報から本質をつかみとること、そこに書いてあることが全て正しいかどうかを判断するために、例えば読書とか原本に当たって、しっかりそこから自分の考えをまとめていくことも非常に大事ではないかと思いますので、一人一人の児童生徒の余裕のある学びをしっかりと支えていくことが大事だと考えておりま

す。

○上原康樹委員 ありがとうございます。今のお話を国語の授業に当たる先生たちに共有していただけるように、確認、働きかけを改めてよろしく願いいたします。終わります。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は、退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、政策地域部関係の議案の審査を行います。議案第52号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費、第10款教育費、第11款災害復旧費のうち政策地域部関係及び第2条第2表繰越明許費補正中、第10款教育費、第11款災害復旧費のうち政策地域部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小野副部長兼政策推進室長 議案第52号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第6号）中、政策地域部関係の予算について御説明申し上げます。議案（その4）の6ページをお開き願います。政策地域部関係の補正予算額は、第2款総務費、第2項企画費のうち1,026万2,000円の減額、8ページに参りまして、第10款教育費、第1項教育総務費のうち18万1,000円の減額、次の9ページの8項大学費の1億2,099万3,000円の減額、第9項私立学校費の4億5,652万9,000円の減額、11款災害復旧費、第5項教育施設災害復旧費のうち5,383万3,000円の減額、合わせまして6億4,179万8,000円の減額でございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、お手数でございますが、予算に関する説明書の84ページをお開き願います。

なお、金額の読み上げは省略をさせていただき、主な事業の内容を中心に御説明申し上げますので、御了承願います。

まず、第2款総務費、第2項企画費、第1目企画総務費でございます。この中で文教委員会への付託となりますのは、説明欄、政策地域部の三つ目の高等教育機関連携推奨費であります。これは執行見込みを踏まえた整理により減額を行おうとするものでございます。

次に、大きく飛びまして、193ページをお開き願います。第10款教育費、第1項教育総務費、第4目教育指導費であります。政策地域部関係は次の194ページに参りまして、一番上のいじめ防止対策推進費につきまして、執行見込みを踏まえた整理により減額を行おうとするものでございます。

次に、少し飛びまして、210ページをお開き願います。第10款教育費、第8項大学費、第1目大学費であります。公立大学法人岩手県立大学施設等整備費補助につきまして、執行見込みを踏まえた整理により減額を行おうとするものでございます。

次に、211ページに参りまして、第10款教育費、第9項私立学校費、第1目私立学校費で

ありますが、私立学校運営費補助など、執行の見込みを踏まえた整理により減額等を行おうとするものでございます。

次に、少し飛びまして、220ページをお願いいたします。第11款災害復旧費、第5項教育施設災害復旧費、第1目学校施設災害復旧費であります。政策地域部関係は公立大学法人岩手県立大学災害復旧事業費補助につきまして、執行見込みを踏まえた整理により減額を行おうとするものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。恐縮でございますが、もう一度議案（その4）にお戻りいただきまして、22ページをお願いいたします。表の一番上の10款教育費、8項大学費の公立大学法人岩手県立大学施設等整備費補助であります。当大学の施設等の整備に要する経費に対する補助につきまして、翌年度に繰り越して執行するため繰越明許費を設定しようとするものでございます。

次の23ページに参りまして、第11款災害復旧費、第5項教育施設災害復旧費の公立大学法人岩手県立大学災害復旧事業費補助であります。ただいま説明いたしました施設整備と一体的に施行しようとするものでございまして、同様に繰越明許費を設定しようとするものでございます。

以上で議案52号についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○千葉絢子委員 私立学校費について伺います。

今年度の当初予算案61億4,000万円でございます。執行見込みを伺ったところ、減額で4億5,600万円ほどで、57億8,300万円ぐらいになっています。この中で減額補正の額が一番大きかったのが運営費補助になると思うのですけれども、これどういった理由からだったのか、お聞きかせいただきたいと思えます。

○工藤学事振興課総括課長 私立学校の運営費補助の減額の理由についてでございますけれども、理由としましては補助対象の幼児、児童生徒数が確定しましたことによりまして、執行見込みが当初の予算時点よりも減少したものであります。毎年度、前年の11月とか12月あたりの積算となり、予想して人数を見込んで、次年度の当初予算を見積もるものから、その見積もり時点よりも減少したものであります。

一方では、今年度の国庫補助単価とか地方交付税単価からしまして、補助の単価自体は若干上がっているのですけれども、増額になっているのですけれども、そっちの増額の効果よりも生徒数の人数が減ったほうが総額に影響して、このくらいの減額になっているものでございます。

○千葉絢子委員 そうしますと、これ来年度予算で見ますと、今年度から2億2,100万円ぐらいですか、減額になってはいますけれども、それも今のところ生徒数を見込んで、今年度と同じぐらいの予算を組んでいるとの解釈でよろしいのでしょうか。

○工藤学事振興課総括課長 お話しのとおり、現時点で来年度の幼児、児童生徒数を見込

みまして、それで予算を組んでおります。

○千葉絢子委員 生徒数も減っているのだと思うのですが、一方で来年度予算の私立学校費を見ますと、今年度に比べると8億円増加しているかなと、69億4,000万円の予算がとってあります。この予算の中で、私立高校等就学支援金交付金が、およそ6億円プラスになっています。その一方で減額になっているものもありまして、プラス今年度費8億円とは、どうしてこんなにふえているのかをお聞かせいただければと思います。

○工藤学事振興課総括課長 来年度当初予算で就学支援金交付金が大幅に増額しておりますけれども、政府、国の方針におきまして、私立学校の実質無償化で、一定の収入未満の世帯については実質的に無償化すると。全国の私立学校の平均の授業料までは就学支援金を交付する制度が来年度4月から始まりますので、その財源は国から来ますけれども、その分が県の予算としても増額になるものでございます。

○千葉絢子委員 先ほど教育委員会の審議のときも、新しい後期の高校の再編計画について、委員会でも質疑がいろいろ交わされたところであります。そのふるさと振興の関係から考えても、私立高校と公立高校のバランスのよい子供の教育のあり方を引き続き模索していただきたいと思ひますし、再来年度以降も69億円、70億円近い私立学校費がベースとして、やっぱり70億円ぐらいになるのか、ちょっと見通しだけお聞かせいただければと思います。

○工藤学事振興課総括課長 私立学校の助成に関する予算の今後の見通しだと思いますけれども、基本的に先ほどの私立学校の政府の方針による実質無償化、一定の収入規模未満の世帯への実質無償化については今後も続けるといいますか、いつまでという話はありませんので、来年度、再来年度以降も就学支援金交付金については継続すると思ひます。

ただ、一方では幼児、児童生徒数は減っていく見込みですので、その兼ね合いで、同じ就学支援金制度が続いたとしても、その辺は影響が出るのではないかと考えております。

そもそも政府が私立学校の実質無償化に踏み切った理由としては、私立、公立の違いによって教育を受ける機会が違ふ、環境が違ふことがないよう、委員がおっしゃるよう、公私のバランスといいますか、大きな違ふとかがないよう政府も考えているようですので、そういった方向で県としても支援をしていきたいと考えております。

○斉藤信委員 84ページの高等教育機関連携推進費は1,026万円余の減額なのですが、この実績を示してくれますか。どういう取り組みがなされたのか、そして減額の具体的理由は何なのか。

○村上政策監 高等教育機関連携推進費の関係でございます。こちらにつきましては、国のCOC+事業と我々呼んでおりますけれども、文部科学省の補助事業のスキームを使いまして、県内の大学との連携によりまして、雇用創出や若者定着などの取り組みを促進するために市町村の支援、地元中小企業者との共同研究、起業を目指す人材の育成等を行ってきたところでございます。

市町村の支援の関係につきましては、地方創生の市町村の取り組みをこれまで支援して

きまして、例えば市町村の地方創生の戦略の進捗管理、それから事業実施等に係る個別指導等といった取り組みをしてきておりますし、雇用創出の部分につきましては、大学との共同研究によりまして、これまで8テーマごとに雇用創出のための共同研究を行ってきたところでございます。

それから、起業家人材育成といった部分につきましては、いわてキボウスター開拓塾という事業を大学と連携してやっておりますし、これまで毎年20名程度の受講生に、起業化マインドを持っていただくための受講をしてきたところでございます。

それから、減額の理由でございますが、国のCOC+事業のスキームが今年度までになっていまして、来年度以降を見据えて、少し事業実施体制の見直し等を行ったことによりまして、減額等になっているところでございます。

**○斉藤信委員** 一つは、高等教育機関連携推進費の総事業費は幾らだったのか。

あともう一つは、今の答弁によると今年度限りで、来年度からなくなると。丸々なくなると。かわりの事業が出てくるのでしょうか。

それと、雇用創出の共同研究とありましたけれども、共同研究の成果はどういうものなのでしょうか。

**○村上政策監** 先ほども申し上げましたけれども、こちらにつきましては、例えば今まで国の補助スキームに沿って、県が行う事業については特別交付税措置がなされてきているのですけれども、そちらの事業のスキームが今年度で終わるので、こちらについては大学などの自主的な取り組みに移行する、あるいは別事業に振りかえていく等の対応を考えているところでございます。

それから、共同研究の実績でございますが、これまで、4年間で36名ほどの雇用が創出されたと取りまとめているところでございます。

**○斉藤信委員** 総事業費は幾らですか。

**○村上政策監** 失礼しました。総事業費につきましては4,282万9,000円ほどでございます。

**○斉藤信委員** わかりました。こういう事業が今年度で終わりとは残念なことですが、これにかわる事業もないのですか。中身を変えて新たな事業が来年度行われる、そういうことでもない。

**○村上政策監** こちらは文部科学省の大学に対する補助、それからそれに呼応して、自治体が行う事業に対する地方交付税措置のスキームで組まれている事業でございます。まだ詳細がわかっていないのですが、国で後継事業の予算化も今検討しているとの情報がありますので、そちらのスキームを見ながら、この後の対応も検討させていただきたいと思っております。

**○斉藤信委員** 211ページの私立学校費で、先ほど千葉委員も質問しましたけれども、私立学校運営費補助が2億5,000万円の削減と。これは、幼児、生徒数の確定によるとのことでした。私は、高校に限ってお聞きしますが、私立高校の生徒数は、例えばこの5年間、どう推移していますか。

○工藤学事振興課総括課長 大変恐縮ですが、手元に過去4年分がありますので、4年分の答弁でお許しいただきたいと思います。

まず、さかのぼりまして平成28年度、県内の私立高校の全日制入学者数総数で、平成28年度は2,326人、平成29年度2,412人、平成30年度2,079人、それから平成31年度2,168人となっております。

○斉藤信委員 今年度は2,168人で、平成30年度より多かったわけです。これ予算は幾らで算定したのですか、当初では。

○工藤学事振興課総括課長 高校全日制だけで見ますと、6,767人で積算をしております。

○柳村一委員長 1年、2年、3年でね。

○斉藤信委員 入学者がね。

○柳村一委員長 納得しているから、続けてどうぞ。

○斉藤信委員 今6,762人と全学年で答えられました。だから、それが結果的に幾らだったのですか。

○工藤学事振興課総括課長 高校全日制でいいますと、確定した人数で6,615人でございます。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上で、政策地域部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもって政策地域部関係の審査を終わります。政策地域部の皆様はお疲れさまでした。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。